

## (資料) フランス刑事司法の歴史

上野芳久

## L'Histoire de la Juridiction Criminelle Française

Yoshihisa UENO

L'histoire du droit pénal et celle de la procédure pénale ont été déjà traitée dans mes deux articles précédents. Mais il faut aussi connaître l'histoire de la juridiction, parce que la procédure pénale est toujours exercée dans le système de la juridiction, où apparaît la conception du droit pénal des gouvernements différents à chaque époque.

Dans cet article, ce qui diffère des articles précédents, c'est que la période qui précède la Révolution est décrite. D'autre part plus de détails sur la période qui suit la Révolution sont donnés, car c'est alors que les bases de la juridiction ont été établis.

## 1. はじめに

本稿は、拙稿「(資料) フランス刑法改正の歴史」(1)、「(資料) フランス刑事手続法の歴史」(2)の続編である。

前者で、刑法という「実体法」の歴史を検討し、後者では、刑事訴訟法という「手続法」の歴史を検討した。しかし、後者については、実際に文献を調査してみると、フランスの検察官、裁判官、裁判組織に関する文献が思いのほか多く、紙幅や時間の関係でそれらにつき充分に検討することができなかつた。他方、裁判組織は、講学上、刑事訴訟法とは(関係は深い)別個の分野に属するものとして扱われてきたのであるから、それを刑事手続法の歴史として扱うのも妥当性を欠くように思われた。

そこで本稿は、第一に、刑事司法の歴史を振り返り、フランス刑事法全体の歴史をより詳細かつ鮮明に理解できるようにし、第二に、前稿の欠落を補うことを目標としている。

したがって、年表の形式その他の約束事は原則として前稿と同じであり、その説明も前稿に譲る。ただ、前稿と異なり本稿では、① フランス革命「以前」の歴史を採り上げ、② フランス革命時期の歴史を詳細にした。いずれについても邦語による詳細な研究があり、またそれだけに両時期には刑事司法の歴史にとって重要な法令が多いからである(3)。前二稿と合わせて、本稿を利用していただければ幸いである(4)。

## [注]

(1) 相模工業大学紀要 21 巻 1 号 55 頁以下 (1987 年 3 月)。

(2) 相模工業大学紀要 22 巻 1 号 79 頁以下 (1988 年 3 月)。

(3) とくに②の革命時期は、アンシャン・レジーム下の司法制度を改革するために議会で激論が戦わされ、積極的な改革が行われた時代であった。そして、その改革を理解するためには、①の歴史の理解が必要になってくるのである。ただ、①については、ことの性質上どうしても正確な年号が把握しにくかつた。

(4) なお、刑事法の流れを見失わないようにするため、あえて前稿と重複する法令・事件を掲げたこと、しかし、その場合にはできるだけ新しい解説・文献を付したこと、も前稿と同じである。

## 2. 本文

## 第一部 フランス革命以前

〔I. 初期弾劾的 (accusatoire) 刑事手続の時代〕 (澤登等・フ刑訴 38 頁)

- ・ 訴追に始まり原告と被告との弁論によって進められる制度
- ・ ギリシャ・ローマ時代に始まり中世に及ぶ。5世紀, フランスに導入された。
- ・ 非専門性, 公開性, 口頭性, 対審性が特徴

B.C. 58~51	ローマ人のガリア侵入→弁護士制度 (ローマの訴訟制度) がガリア人に採用された (弁護士の歴史の開始) (小山・弁護士 301,303 頁) (→15~6 世紀)
5 世紀	(ゲルマン民族大移動→) ガリア地方にゲルマンの純粋な弾劾手続が入る 〔弾劾手続〕 (澤登等・フ刑訴 40 頁) (1)非専門的な民衆裁判 (2)中世の封建社会では, 被告人と同身分者による裁判の規則が発達した。 (3)裁判を主宰する地方の首長は, 弁論を導くが判決には関与しない。
10世紀以降	教会裁判所の発展 (→14世紀) (野田・206 頁, 澤登等・フ刑訴 40 頁) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教会は, その領民に対し領主司法権を行使するほか, 教会と聖職者に対する教会固有の司法権をもつにいたる。</li> <li>・ 世俗権力の衰退に乗じて増大し, 絶対的中央集権的君主制の発展たつてやや後退したが, 12, 3 世紀には次のような管轄権をもった。 <ul style="list-style-type: none"> <li>┌ 人的管轄…聖職者の全犯罪, 教会の保護をうける者 (misérables personae), 十字軍兵士</li> <li>└ 事物管轄…秘跡, 誓願, 教会紀律, カノン法により罰せられる教会犯罪に排他的に及んだ。</li> </ul> </li> </ul>
11世紀末 (~12世紀)	王権の確立→官職の増大 (→14 世紀中頃) (鈴木・売官 3 頁以下) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 封建社会内で生産力増大→交易・経済の進展→それを確保すべき安定した世俗権力が待望される→王権の発展</li> <li>・ 王権は, 王領地拡大・集権化のために, 国王官吏 (légalistes) を下級貴族・富裕市民から積極的に登用</li> </ul> 〔王権と官僚制〕 (1)当初, 王権とレジストの利害は一致 <ul style="list-style-type: none"> <li>┌ 王権側→旧封建貴族の勢力抑制に有効 (王権伸長の手段)</li> <li>└ 官吏側→自己の能力を発揮できる名誉ある地位を取得可能</li> </ul> (2)その後, 売官制 (Vénalité des offices) →官職世襲制への展開 <ul style="list-style-type: none"> <li>┌ 王権側: 官職賦与に対価が伴えば良い収入源に→売官制の素地</li> <li>└ 官吏側: 購入した官職を確保したい→売官制の官職世襲制への移行</li> </ul>
12世紀前半まで	ゲルマン古来の法観念が持続している (V. アハター説) (埜・権力 447 頁) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯行に対する制裁=乱された呪術的秩序の回復。故に, 即自的・反射的・自動的に招来されるものであり, 倫理的観点から合理的・反省的・個別的に衡量してなされているものではない。→1150 年以前の資料には裁判の具体的側面につき何らふれることがない。</li> </ul>
12世紀後半	刑罰ないし刑法の誕生期 (V. アハター説) (埜・権力 448 頁) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12 世紀ルネッサンス (南フランス)→個人の覚醒, 合理的精神の台頭, 呪術の退化, 法および倫理</li> </ul>

## フランス刑事司法の歴史 (上野芳久)

の解放→刑事事件と民事事件の区別

- 裁判→古き法の形式性から解放された裁判官が、良識と衡平以外に拘束されず、行為を個別的・倫理的・合理的に審理し、制裁を決定するもの

## 〔II. 糺問的 (inquisitoire) 刑事手続の時代〕(澤登等・フ刑訴 42 頁, 塙・権力 456 頁)

- 取調べ (糺問) が手続の全過程を支配する形式
- 帝政末期のローマ法に起源をもつ。13 世紀以降, 教会裁判所 (←10 世紀以降) が採用し (→1215 年), その後世俗裁判所に浸透
- 裁判技術の専門化, 秘密性, 書面性, 非対審性, 裁判官の重要性, が特徴

13世紀まで	上級司法権と下級司法権のみ存在 (→14 世紀) (澤登等・フ刑訴 40 頁) <ul style="list-style-type: none"> <li>┌ 上級司法権: 窃盗と体刑の罪とを除き死刑に当たる全犯罪を裁く</li> <li>└ 下級司法権: その他の犯罪を初審として裁く</li> </ul>
13世紀以降	刑事事件の原告を代理する各種の代理機関 (procuratores) の出現 (澤登等・フ刑訴 39 頁, 塙・権力 472 頁) <ul style="list-style-type: none"> <li>• この頃から, 領主や王も自己の収税利益を守るために代理人を利用するようになった。これらの代理人が検察官に発展する。(→1355.12.28)</li> </ul>
13世紀から	国王裁判権の台頭 (→16 世紀以降) (澤登等・フ刑訴 41 頁) <ul style="list-style-type: none"> <li>• 12 世紀末までは, 王領の裁判権も領主裁判権と同一レベルにあった。</li> <li>• 13 世紀から, 王固有の裁判権が領主裁判権に優越して台頭し始めた。</li> <li>• ①初め武人が占めていた大法官職→職業法律家に, ②民衆の判決人→定職の専門家に替わり, 裁判のやり方も 15 世紀末頃にはそれまでの弾劾方式と異なる性格を顕著にした。</li> </ul>
1215年	ラテラン会議 (塙・権力 456, 470 頁) (→14 世紀) <ul style="list-style-type: none"> <li>• 糺問の手続は, 12 世紀末よりインノケンティウス 3 世の下で創始され, 本会議で整理確立された。</li> </ul>
1226年	ルイ 9 世 (聖ルイ王) 即位 (~1270) (森下・破棄院 37 頁) <ul style="list-style-type: none"> <li>• 治世を通じて司法の公正と権威を確保するために努力→現代フランスで公平な司法のシンボルに (なおパリのサント・シャペルは王の礼拝堂)。</li> </ul>
1260年	国王, 王領内において共宣誓者 (cojureurs) について訊問 (enquêt) を行う制度を設置 (鈴木・陪審 10 頁) (→1791.9.16) <ul style="list-style-type: none"> <li>• これがイギリスに導入され, 陪審 (jury) の起源になったといわれる。</li> <li>• 当時は, パリ伯出のカペー王朝が新興市民階級と結んで封建諸侯に戦いを挑み, 聖ルイ王に至って, 王国内のすべての控訴を王の裁判所において受理する制度を樹立し, 王権伸長と国家統一に飛躍的發展を示した時代。</li> </ul>
13世紀後半 (1272.11~ 1273.6)	「聖王ルイの法令集」の編纂 (→1283 年頃) (史料選II 193 頁~) <ul style="list-style-type: none"> <li>• (公的名前だが) 私的な慣習法の集成。</li> <li>• 2つのオルドナンス (①シャトレにおける訴訟手続令 (1254 年?), ②法廷決闘禁止令 (1258 年?)) が本集成にのみ含まれているので, 有名。</li> </ul>
1283年頃	ポー・マノアール著「ポーヴェジ慣習法書」一応の完成 (→1454.4) (塙・試訳, 史料選II 207 頁, 野田・調べ方 125 頁) <ul style="list-style-type: none"> <li>• 中世後期にフランスに現れる数多の慣習法書の中の白眉。</li> <li>• 今日一般に訴訟上用いられる語 (例, juge, avocat) がほとんどそのまま使われている。</li> </ul>
13世紀末~	パリ高等法院 (Parlement) の形成 (→1790.3.24) (澤登等・フ刑訴 40 頁, 志垣・百科 565 頁, 山口・

14世紀初 概説 33頁～, 石川・3頁, 野田・調べ方 129頁, 木崎 I 21頁)

〔高等法院の意義〕(志垣・百科 565頁)

- ・中世よりフランス革命に至る間, フランス王国の司法体系の頂点に位置した国王裁判所。会計法院, 租税法院, 貨幣法院, 大法院とともに, 王国の最高諸院の一つ。
- ・1789年には, 高等法院が 13, 同様の機能をもつ最高評定院が 4, 計 17 の管区に分かれていた。

〔歴史〕(忠垣・百科 565頁, 石川・4頁。18世紀の王権との関係につき, 石井・法院 165頁)

- ・この時代に, 国王の諮問機関である王会 (curia regis) の機能分化に伴い, 司法部門が独立して形成された。
- ・パリ高等法院は, 高等法院の中で最古(初めはパリのみ)。古くからの王領地を中心に, その管轄地域は最大(→山口・概説 44頁地図)。
- ・これ以後, 周辺地方の王権下への統合に伴い, 以前の封建諸侯領の法廷を引き継ぐ形で, 各地に高等法院が設立された(例. トゥールーズ, ボルドー, ディジョン, エクス, ルーアン, レンヌ)。(ディジョン高等法院については志垣・資料(1) 81頁以下) ルイ 14世以後の併合地域(アルザス, ルーション, アルトア, コルシカの4地方)には, 最高評定院 (Conseil souverain) が置かれた。
- ・15～6世紀頃, 王は(国政上の重大問題は別にして)高等法院の建白に従うことが多く, また高等法院が解釈の名の下に王令を制限・修正することも少なくなかった。したがって, 16世紀, 高等法院は実質上立法に大きな影響を与えた。(→王令の登録権・建白権)
- ・17～8世紀には, 高等法院の勢力はさらに強化され公然と政治に介入した。もっとも, ルイ 14世が高等法院を極めて敵対視し, 種々の方策でその政治力を奪ったため(例. 建白権の大幅制限), 高等法院は 1715年同王の死までの 40年間は沈黙を守った。(野田・418頁)
- ・革命の渦中, 1790.3.24に廃止決定。10月15日一切の活動停止。

〔機能・地位〕(志垣・百科 565～6頁)

- ・高等法院は, 司法機能のほかに, その判例を通じて立法機能を兼ね, またさまざまな布告により行政機能も併せ行った。
- ・政治的にも重要な機能を果たし, 宗教戦争, フロンドの乱(→1648年), フランス大革命等で大きな役割を担った(→王令の登録権・建白権)。
- ・社会的にも, 裁判官としての評定官, 検察官, さらに弁護士, 書記など多くのスタッフを抱え, 一大勢力をなしていた。
- ・16世紀以降, 高等法院の官職は売官制の対象となり, 法服貴族 (noblesse de robe) の中核として世論への影響力も大きかった。
- ・元来高等法院は思想的には進歩的でなく, 王権との闘争も, むしろ封建的勢力の復活・擁護のためだった。しかし, その闘争の際, 高等法院は国民の権利を代表する機関だという思想に立脚し, これが期せずして革命思想の普及に一役買った点は注目に値する(野田・418頁)。

〔王令の登録権・建白権 (prérogative d'enregistrement et remontrance)〕

(志垣・百科 566頁, 石川・4頁, 野田・414頁)

- ・地方の高等法院は, 地方の利害を代表する立場から中央政府と対立した事例も多いが, その際最強の武器となったのが, 王令の登録権・建白権。
- ・つまり, 当時, 国王の王令 (Ordonnance) は当該地方の高等法院の審査・登録を経なければ無効とされていたので, 高等法院は登録に先立ち建白を重ねることにより, 国王政府の政策に圧力をかけることができた。
- ・もっとも, 王は建白を不当と認める場合には勅令状により登録を命じることができ, それでも高等法院が拒絶するときには, 王は代理人を派遣して登録を強行することもできた。しかし, 高等法院

## フランス刑事司法の歴史 (上野芳久)

13世紀後半 ~15世紀	<p>が世論を背に強力に反対するときは国王といえども従わざるをえず、その意味で高等法院は王権にとって厄介な存在であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建白は 14 世紀頃から行われた。(→1673 年)</li> </ul> <p>刑法思想と刑法体系の整備 (埜・権力 474 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判権の力の強化と、ローマ・イタリア法学さらには教会法の影響などによって、漸次整備・修正されていった。</li> </ul> <p>〔特徴〕 (埜・同上 475 頁)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①公益侵害、裁判権者による公的復讐の観念の存在。後者は、威嚇的苦痛と共に、刑法の二大支柱に。</li> <li>②裁判官の衡量的機能の確定・詳細化</li> <li>③刑罰の峻厳性・残虐性。重罪・軽罪の概念が用いられ始めている。</li> </ol>
14世紀	<p>上級、下級司法権のほか、中級司法権が登場 (←13 世紀まで)</p> <p style="text-align: right;">(澤登等・フ刑訴 40 頁, 埜・権力 455 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 中級司法権…上級司法権に属さぬ重い罪 (単純窃盗はたとえ死刑でもこれに含む) を裁く。</li> <li>— 下級司法権…低い財産刑にあたる罪, 重大な結果を伴わぬ喧嘩しか裁けなくなった。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判は, Cours d'assises または Cours de plaids で行われ, 領主の委任する人によって主宰された。</li> </ul>
14世紀	<p>限定的ながら拷問が刑事訴訟に確定的に採用された (埜・権力 473 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・13 世紀後半からあったが, この頃確定的制度となった。</li> </ul>
14世紀	<p>特権事件 (cas privilégié) の理論の出現 (→1329) (野田・432 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・聖職者の刑事事件については, 従来は教会裁判所にのみ管轄権ありとされていたが, 重大なる犯罪については公の秩序を紊乱するおそれがある (特権事件) ので世俗裁判所にもまた管轄権がある, とする理論。</li> <li>・特権事件の特権とは, 被告人たる聖職のそれではなく, 裁判官のそれ。</li> <li>・特権事件 (教会側は <i>délit commun</i> と称した) はその後しだいに増加。</li> <li>・もっとも世俗裁判所には体刑を科す権限はなく, 罰金を言渡すことができた。したがって, 体刑を科すためには, 同一事件について教会裁判所が聖職剝奪の刑を科すまで待つほかなかった。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(→1580 年)</p>
14世紀中頃	<p>すでに官職の売買 (秘密売買) の動きがみられた (鈴木・売官 7 頁)</p> <p>〔売官制の発展形態〕 (鈴木・売官 7 頁以下)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以後, 官職の売買世襲制は以下の 4 段階を経る (E. Chenon の分類)</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>— (1) 秘密売買 (<i>vénalité occulte</i>) の段階 (→1493.7.11)</li> <li>— (2) 国王側からの官職売却 (<i>vénalité ex parte regis</i>) の段階 (→1499, 1522 年)</li> <li>— (3) 双方向的売買 (<i>double vénalité</i>) の段階 (→1566.2)</li> <li>— (4) 世襲化 (<i>hérédité</i>) の段階 (→1604.12)</li> </ol> <p>〔売官制から生じた結果〕 (鈴木・売官 14 頁以下)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>— (1) 官職の過剰と錯綜 (→1643 年)</li> <li>— (2) 不当な職権行使 (→15 世紀初頭)</li> <li>— (3) 上層市民層による高位司法官職の独占 (①任命資格の潜脱, ②法曹名家の形成)</li> <li>— (4) 司法官の非罷免性 (→1467.10.21)</li> </ol> <p style="text-align: right;">(同 23 頁以下)</p>
1329年	<p>ヴァンセヌの名士会 (←14 世紀) (野田・431 頁)</p>

- ・中世に教会裁判所の管轄事件が非常に多くなった。とくにフィリップ 4 世 (1285~1314 年) 以来、バイイおよびセネショオ (→「アンシャン・レジーム下の裁判所」) がその固有の管轄事件を奪回しようとして、教会裁判所と俗界裁判所との間に闘争が起こった。

・この闘争を緩和するため、フィリップ 6 世 (1328~1350 年) が招集したのがこの会議だった。しかし何らの成果なくして終わった。
- 1355.12.28 検察官 (ministère public) の誕生 (オールドナンス) (澤登等・フ刑訴 39 頁)

  - ・本オールドナンスにより、「国王代理人 (procureur du roi)」がフランスの刑事手続制度に確定的に設置された。これは、客観的に社会の利益を代表する責務を負う専門的訴追官の誕生である。
  - ・ただし検察官は、あくまでも私人訴追が無い場合の補充役だった。 (→1790.5.8)
- 15世紀初頭 エピス (épices) が、不可欠のものと考えられるようになった。しかも金銭によるものとなり、額も大きくなった。(鈴木・売官 21 頁, 野田・概説上 323, 410 頁) (→16 世紀項)

[意義] もともとは香辛料を意味するエピスとは、古く当事者が、儀礼上の手土産として香辛料を裁判官に持参した慣習に由来するもので、裁判の手数料 (taxe) を意味する。この頃から上記のように変わった。

[発生理由] 莫大な額で購入した官職なのに、その俸給は少なくしかも支払が不定期だったため、裁判官は、民事訴訟において当事者からエピスを勝手に要求するようになった。(鈴木・売官 18 頁)

[訴訟構造の進展との関係] エピスの変容は、訴訟構造が、巡回裁判による口頭弁論主義から常置裁判所による審理主義へ移行することと照応する。裁判官の唯一の義務は弁論立会および判決言渡とされていたので、調書の検査・報告は職務外の活動となり、当事者は特別の報酬を払う必要が生じる。つまり口頭弁論だけならエピスは不要だが、書面審理主義に移行するとエピスの比重が大きくなる。(鈴木・売官 21 頁~)
- 15~6世紀 弁護士と代訴士が次第に分化していった (→1620) (小山・弁護士 305 頁)
- 1422年 シャルル 7 世 即位 (~1461 年)
- 1454.4月 モンティ・レ・トゥール (地名) のオールドナンス (→1498.3.15)

(史料選Ⅲ 3 頁, 野田・入門 3 回 47 頁。なおブルゴーニュ慣習法につき志垣・資料(1) 73 頁)

  - ・フランス法史上初の“公式の”慣習法編纂 (成文化)
  - ・従来は私人の編纂書 (←13 世紀後半, 1283 年頃) のみ→慣習法の立証の必要による訴訟の長期化, 慣習法の事件毎の矛盾→前年百年戦争を終結させた王は、回復した国土の制度改革を目的として本法を制定。但し編纂実現は手続の複雑さのため遅れた。(→1498.3.15)
  - ・15 世紀中葉から始まる慣習法公式編纂は、フランス王権の意図の下に進められた。(志垣・同上)
- 1461年 ルイ 11 世 即位 (~1483 年)
- 1467.10.21 司法官の非罷免を保障する王令 (エディ) (鈴木・売官 28 頁)

  - ・ルイ 11 世→「司法官非罷免の始祖」と呼ばれる (但し、以前にも非罷免は事実上生じていた)。

[内容] 「死亡の場合、辞職者の明示の同意によりなされた辞職の場合、または管轄権のある裁判官により明示的に、司法手続にしたがいかつ裁判用語によりあらかじめ判示された瀆職の場合に空位が生じたのでないかぎり」、今後、国王官職の後任を任命することはしない。

[制定理由] ルイ 11 世が即位後直ちに父 (前王) に加担していた多くの司法官を罷免→司法官の反乱 (1465 年)→懐柔策として上記王令を制定した。

[原則遵守] 非罷免の原則は比較的よく守られていた。本原則の強化には、並行して進行する官職の売買世襲制の確立化が決定的に作用した。

## フランス刑事司法の歴史 (上野芳久)

	〔司法官の独立性 (magistrature indépendante)〕 罷免には騰貴した官職価格の償還が必要なので、財政危機にさらされていた王権は罷免できなかった。こうして司法官の独立性が形成されていった。17～8 世紀の高等法院の政治的抵抗も、官職の売買世襲制なしには考えられない。
1483年	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">シャルル 8 世</span> 即位 (～1498 年)
1493. 7.11	司法官職購入を禁止するオルドナンス〔秘密売買の段階〕(鈴木・売官 8 頁) <ul style="list-style-type: none"> <li>さらに、新たに官職を譲り受けた者が就任するさい、当該官職に関して金銭の授受がなかった旨の宣誓義務をも規定。しかし、その効果はなかった。</li> </ul> <p style="text-align: right;">1494 年イタリア戦争 (～1559 年) (鈴木・売官 9 頁)  <ul style="list-style-type: none"> <li>戦費調達のため加速度的に売官制が促進された。</li> </ul></p>
1498. 3.15	慣習法編纂手続を簡素化する王公開状 (史料選Ⅲ 5 頁, 野田・調べ方 128 頁) (→1506.5.28) <ul style="list-style-type: none"> <li>15 末～16 世紀, 王権強化につれ, 法統一の気運。公式編纂はその一つの表れ。</li> </ul>
同年	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ルイ 12 世</span> 即位 (～1515 年)
1499年	ルイ 12 世, 租税院評定官の職を売却 (鈴木・売官 9 頁) (→1622 年) <ul style="list-style-type: none"> <li>以後, 国王側からの官職売却が他のあらゆる種類の官職に拡大</li> </ul>
16世紀	16 世紀以来, 王権は官僚制を一段と強化・拡充 (→宮崎・法服貴族 123 頁) またこの頃から, 官職は委任の違いにより二種に分けられるようになった。 <p style="text-align: right;">(鈴木・売官 5 頁, 野田・概説上 319 頁)</p> <p>—(1)職任官 (officiers)→売買世襲制をてこに法服貴族となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>王の辞令 (lettre de provision) による委任</li> <li>終身官で, 重過失ないかぎり国王も罷免できない=固定的・独立性</li> <li>税務, 警察のほか, ほとんどすべての司法官職がこれ。ただし, 高等法院長の職は売官の対象外 (→鈴木・売官 16 頁～参照)。</li> </ul> <p>—(2)特任官 (commissaires)→(1)の勢力を王権側から抑制した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>王の親任状 (lettre de commission) による委任</li> <li>職務は特定の・臨時的で, 国王は任意に罷免可=流動的・従属性</li> <li>この官職は, 世襲特許状 (lettre de survivance) によって, 個別的に相続が許された。  <p style="text-align: right;">(野田 319, 322 頁) (→1604.12 月)</p> </li> <li>国務卿 (secrétaire), 国璽保管者 (garde des sceaux), 財務長管 (contrôleur général des finances), 参事会員 (conseillers d'États), 高等法院長など。</li> <li>(1)と(2)の両者は反王権側対王権側として反目した。しかし, 官職自体は排他性をもつものではなく, 同一人が職任官かつ特任官でありえた。</li> <li>(1)職任官の俸給は少なく, 富裕市民は官職に投下した資本を謝礼, 賄賂, 地位利用等によって回収した。(←15 世紀初頭: エピス)</li> <li>17～8 世紀には(1)の方が(2)よりはるかに多かった。</li> </ul>
16世紀以降	国王裁判権の拡大・強化 (←13 世紀から, →1772.3) (志垣・制度(1) 44 頁～, 埴・権力 477, 486 頁。15, 6 世紀以降の特にブルゴーニュにおける両裁判権の競合関係につき, 志垣・資料(2) 52 頁以下。また序説, 制度(1)(2), 裁判権など一連の志垣論文も参照) <ul style="list-style-type: none"> <li>領主裁判権への王権の干渉と統制は, ①王権の絶対化とともに国王の法曹により確立された裁判権思想 (全ての裁判権は本源的に国王より発する) や②諸概念装置 (国王専決事件理論, 国王裁判先取権制度, 高等法院への上訴集中制) によって, 一般化・国法化されていった (なお, より早い</li> </ul>

13 世紀頃から、大諸侯によって領主裁判権への統制手段として②と同様な諸概念装置が使われていた。埜・権力 457 頁以下)。

- ・しかし、領主刑事裁判権は、①慣習法の不十分な裁判権規定や、②王権の上記のような規制政策にもかかわらず、アンシャン・レジームの司法制度機構の中で脈々と生き延びたことに注意。

(志垣・制度(2) 52 頁)

1506. 5.28 慣習法編纂手続を簡素化する王令 (史料選Ⅲ 10 頁) (←1498.3.15)
- ・前王の手続を踏襲したもの→各地の慣習法の成分化は多いに進んだ。(→1555 年頃)
- 1515年 フランソワ 1 世 即位 (～1547)
- 1522年 官職売却事務を処理する官庁の創設〔官職売買の確立〕(鈴木・売官 7, 9 頁)
- ・国王が、臨時収入局 (Bureau des parties casuelles) を設置
  - ・王権側は、同局に払い込まれた金銭は売却代金ではなく、いつかは返済されるべき借入金 (prêt) だと、理由をこじつけた (→1648)
- 1539年 ヴィレエル・コットレの王令 (史料選Ⅲ 14 頁)
- ・教会裁判所の管轄権を制限。
- 1547年 アンリ 2 世 即位 (～1559)
- 1552年 上座裁判所であるプレジディアル (présidial) の創設 (志垣・百科 565 頁)
- 1555年頃 成文化された慣習法を改革する第二次編纂の波の開始 (史料選Ⅲ 10 頁)
- ・この 16 世紀の慣習法の規定が、1804 年民法典成立まで維持された。
- 1559年 フランソワ 2 世 即位 (～1560)
- 1560年 シャルル 9 世 即位 (～1574)
- 1561年 オルレアンの王令 (史料選Ⅲ 14 頁)
- ・司法制度の改革、教会改革、都市財政を規律
1566. 2月 ムーランのオルドナンス〔=双方向的売買の承認〕(鈴木・売官 10 頁)
- ・官職売買 (転売) を承認 (→1567.1.22)
1567. 1.22 官職譲渡を認める王宣言および 11.12 のオルドナンス (鈴木・売官 10 頁)
- ・譲渡を認めるかわりに、その官職価格の 1/4～1/3 という法外な譲渡税を課した (=王が官職売買を歳入源として採込む) (→1579) (→1604.12)
- 1574年 アンリ 3 世 即位 (～1589)
- 1579年 ブロアの地方三部会、司法官職の売買について抗議 (鈴木・売官 10 頁)
- ・これに応じ国王はすべての官職売買を禁じたが、もはや王権側でこれを遵守しうる情勢ではなかった。
- 1580年 ムーランの王令 (Édit de Mulun) (野田・432 頁)
- ・聖職者の同一刑事事件につき、教会・世俗両裁判所が別々に審理するのは不便なので、聖俗両裁判官が併合して審理をなすべきことになった。
  - ・尤も判決は別個→一方が有罪、他方が無罪の場合も生じた (→17 世紀)
- 1596年 剣貴族、名士会 (Assemblée des Notables) で、社会一般の貴族資格の横領を非難 (宮崎・法服貴族 136 頁) (→1614 年)
- ・剣貴族は 16 世紀には法服貴族 (まだ少数) と外見から区別された→ 世紀末～17 世紀になると商人や平官僚でさえ称号を使い携剣する有様だった。



## フランス刑事司法の歴史 (上野芳久)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・98年, 1600年には, 王権をして(勅令), 4万人以上を課税対象身分(第三身分)に引き戻させるような積極的な反発の動きを示し始めた。</li> </ul>
17世紀	<p>有罪なら当然聖職剥奪の効果を伴うとする理論の承認(野田・432頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特権事件(←14世紀)において有罪判決を受けるとするのは非常に重大な罪であるから, この場合は当然聖職剥奪の効果を伴う(したがって, 俗界裁判所も体刑を科すことが可能となる), との主張。</li> <li>・また特権事件に属する事件はほとんど重大事件のすべてを含むことになったから, ここに全く世俗裁判所の管轄が勝利を得たことになる。</li> </ul>
1589年	<p>アンリ4世   即位(～1610)</p>
1604.12月	<p>事実上の官職世襲制をみとめるデクラランション〔=官職世襲制の確立〕 (鈴木・売官 7, 11頁, 野田・概説上 322頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンリ4世の側近ボレ(Charles Paulet)の発案→創設された下記の年次税は, 発案者の名をとってポーレット(Paullette)と呼ばれた。</li> </ul> <p>〔背景〕 売官制の確立後も, (1)その官吏が転売しないうちに死亡すると, その官職は臨時収入局に復帰し, 転売権は国王に移ることになっており, 他方, (2)官吏が生前に転売しようとするれば, 莫大な譲渡税(→1567.1.22)を支払わねばならなかった。したがって, 官吏は官職の世襲化を望んだが, 当初は原則として認められず, 例外的に国王の世襲特許状(←16世紀頃)により個別的に許されたにすぎなかった。そこでこの利害を調和するために本制度が案出された(野田・同上)。</p> <p>〔内容〕 官職保有者は, 毎年その官職価格の1/60相当の年次税(Paullette)を支払えば, 世襲条件が緩和され, 譲渡税も半分に減額される。</p> <p>しかし, この制度もまだ事実上ないし条件付きの世襲制であり, 王権の側で世襲の固定化をおそれている様子がうかがわれる。それは, ①法制化を, 当初, 高等法院への登録手続を必要としない顧問会議の単なる決定によりおこなったこと, ②年次税の受領を拒絶することによって王権側で任意に事実上の世襲権を執行させうる建前としていたこと, によく現れている。(鈴木・同上)</p> <p>〔その後〕 全国三部会等の反発が強く, 1618年に一度廃止されたが, 1620年7月, 翌年2月のデクラランションで復活(鈴木・同上)(→1648年)</p>
1610年	<p>ルイ13世   即位(～1643年)</p>
1614年	<p>剣貴族, 全国三部会の陳情書で, 法服貴族を非難(宮崎・法服貴族 136頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・剣貴族のために, 官職, 王家の要職, 騎士団の地位, 高等法院の名誉職等及び貴族身分の横領防止を要求。(←1596年)</li> <li>・法服貴族も, 剣貴族の年金廃止提案を行い対抗した。</li> <li>・もっとも両貴族は, 集団的には対立したが, 個人の職業と婚姻の面では, 一方的に対立関係と断定できない。(→1790.12.15)</li> </ul>
1620年	<p>procureur(代訴士の前身といわれる)を創設する王令(小山・弁護士 305頁)</p>
1643年	<p>ルイ14世   即位(～1715年)(鈴木・売官 15頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同王は, その後1691～1709年の間に4万以上の官職を創設したといわれる。(→1704, 1707年)</li> </ul>
1648. 4.30	<p>官職を新增設し, 官職保有者の給与を4年間支払停止する王令(エディ)(G.D.E.L., p. 4566)</p> <p>〔背景・結果〕(千葉・百科 312頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・王政府は戦時の財政危機打開策として本王令を制定→官職保有者の反発</li> </ul> <p>〔新税(借入金)の付加〕(鈴木・売官 12頁)</p>

## 相模工業大学紀要 第 23 巻 第 2 号

- ・財源枯渇した王権の窮余の策として大蔵卿エムリが案出
- ・1620～21年の改正で限時法化されたポレ法を更新することと引換えに、司法官 (magistrat) に対してその官職の俸給4年分に相当する借入金 (prêt) を要求した (つまり4年の俸給凍結)。
- ・これは「高等法院のフロンド」(5月)の契機となったが、結局維持された→その後アンシャン・レジームの終わりまで、官職世襲のためには、①ポーレット (←1604.12) と②本借入金の二つの税が必要とされた。

## 5.13 王令に反発したパリの最高諸院 (高等法院, 会計法院, 租税法院等) 官僚たちが, 高等法院の主導で, 結集→連合のための決定

〔フロンドの乱 (1648～53)〕 (千葉・百科 312 頁)

- ・三十年戦争が長期化する中で, 宰相マザランは, 17世紀前半のリシュリーによる近代的行政国家政策を受け継いだ。これに対し, 高等法院を中心とする旧官僚 (官職保有者), 旧貴族 (剣貴族), 地方勢力, 民衆などが, 伝統的特権と慣行を維持するために, 起こした反乱。
- ・フロンドの名は, パリの子供の石なげ遊び (パチンコ) に由来する。

〔経過〕

(1)「高等法院のフロンド」(1648～49): 5月13日の決定の後, 7月官僚たちが, 政府に国政改革案を提示したことに始まる。→49年3月高等法院が, コンデ親王と組んだマザランとの間に, 和約を結び終了。

(2)「貴族のフロンド」(1649～53): パリにおけるマザランとコンデ親王一門との抗争が全国に波及した。一時コンデ政権も樹立されたが内部抗争で安定せず, 結局少年王ルイ14世を擁する王党派がパリに戻った。

〔結果・影響〕 (野田・417頁, 千葉・百科 312頁)

- ・(1)の段階では高等法院の勝利→しかし(2)の段階ではフロンド側の惨敗→結局事態は1648年前と同じ状態に戻った。本乱鎮静後, リシュリー以来の理想であった集権的行政支配構造は着実に創成されていった。
- ・フロンドの乱の後, 司法は, 裁判権の行使に還元された。(フワイエ・歴史 21頁)

## 1667. 4月 司法改正のための民事王令 (=ルイ法典) (→1806.4.24)

(史料選Ⅲ 14頁, 三井 I 105頁注(4), 江藤・改革 485頁)

- ・コルベールの叔父アンリ・ピュソールの起草 (→1670年)
- ・35章からなる体系的民事訴訟法典。訴訟手続に新改革をもたらしたというよりも, 従前の多くの勅令を総合して編纂したもの。これは, ラモワニョンの進歩的意図がコルベール等の反対にあったためといわれる。
- ・procureur および弁護士が存在を認めているが, 両者の職務分担等については必ずしも明確に規定していない (江藤) (←1620年, 1791.1.29)。

## 1670. 8月 刑事王令 (grande ordonnance sur la procédure criminelle)

〔地位〕

- ・最初の刑事訴訟法典ともいべきもの (鈴木・検察官 23頁)。
- ・それまで雑多で断片的な多くの法令にもとづいていた刑事訴訟手続をまとめた典型的な私問訴訟法典 (鈴木・訴追 29頁)。
- ・パリ高等法院の法慣行を主たる規範とする (志垣・考察 75頁)。
- ・カロリナ法典 (1532年), 教会法の影響あり。手続法の他, 実体法も含む (中村・変遷 619頁)。
- ・技術的な完全性から, その後120年間手をつけられないでそのまま放置された。(→1790.9.16) (中村・変遷 621頁)

## フランス刑事司法の歴史 (上野芳久)

## 〔内容〕

- ・ 訴追手継の二分化 (提起者が訴訟に参加しない *dénonciation* と、私的当事者となり私訴を開始させる *plainte*) (塙・権力 483 頁)
- ・ 官憲による犯罪訴追の独占 (ただし, ①私訴提起が前提とされている, ②軽罪は親告罪的性格をもっていた, ③領主裁判権が残っている点で, 完全独占とはいえなかった) (塙・同 484 頁)
- ・ 法定証拠主義につき明文はないが, 当時の学説・実務はそれを認めており, やはり糺問主義の訴訟構造を採るといえる (同 620 頁)
- ・ 犯罪の迅速な処罰を目的とし, 秘密の, 書面による裁判を維持している。アンリ・ピュソールの起草。(史料選Ⅲ 14 頁)
- ・ 予審段階で, 被告人は真実を述べる旨の宣誓を強制される (反すれば偽証罪) ←ラモワニョン (cf. 1788.5.8) の批判 (澤登等・フ刑訴 44 頁)
- ・ 死刑事件では, 罪体が確実でかなりの証拠が既に集められている場合にしか拷問を用いえない。  
(澤登等・フ刑訴 45 頁, 中村・変遷 621 頁)
- ・ (16 世紀前半に国王裁判所への直接上訴体制が確立→) 本法で, *procureur* による施体刑判決の高等法院への上訴が義務化 (塙・権力 486 頁)

1673. 2.24 建白権の全面的禁止 (宮崎・法服貴族 138 頁, 木崎 I 27 頁) (→1715.9.15)

- ・ フロンドの乱以後, 法服貴族は, 王権によって最高諸法院の諸権限, 特に建白権を制限された→1661 年, ルイ 14 世の親政が始まると更に制限を強化された→本年度で全面禁止。
- ・ 法服貴族は, 公式の国政に対する発言権を完全に失うに至った。

1679. 4月 大学で「フランス法一般の原理」を講義せよとの王の命令 (野田・入門 3 回 47 頁)

- ・ フランス固有法がこの時代にはじめて学問的対象として広く意識せられたことに基く。

## 〔Ⅲ. 折衷的刑事手続の時代〕 (澤登等・フ刑訴 38 頁) (注) 本欄をここに書くのは便宜上

- ・ 近代に入ると弾劾・糺問両手継の弊害を避けるべく両者の折衷型態が現れた。
- ・ その後, 大革命や治罪法典等を経て, 折衷型態は今日ではかなり変化している。

1704年 国王官職をつくりだす王令 (エディ) (→1707 年) (鈴木・売官 15 頁)

- ・ この年だけで種々の官職をつくりだす王令が 24 件も成立している。

1707年 ルイ 14 世, 王室ぶどう酒運搬仲買顧問官という職を考案 (鈴木・売官 15 頁)

- ・ その他これに類するような官職 (実体はない) が次々に売られた。

〔官職を購入しようとする者がなくなる理由〕 (鈴木・売官 15 頁)

- (1) 当時, 平民にのみ課せられた人头税 (*taille*) を課せられることは恥辱と思われていたので, 官職購入によりそれを免れたかったから。
- (2) 国王に仕えるという名誉に惹かれたから (フランス人の官職崇拜熱)

1715年 ルイ 15 世 即位 (~1774 年)

1715. 9.15 最高諸法院, 前王の遺言書をめぐり摂政政府と取引 (宮崎・法服貴族 138 頁, 木崎 I 27 頁)

- ・ 諸権限, とくに建白権を取り戻した→再び国政に対する発言権を得て, 以後財務, 行政, 経済, 宗教の諸問題について, 自己の階層だけでなく, 問題によっては利害関係のある国民各層の世論を代弁した (←1673 年)。

1762年 〔カラス事件〕 (後掲の文献目録参照)

1764 年 7 月 ベッカリーア『犯罪と刑罰』初版

- 1765年末 モルレによる仏訳版『犯罪と刑罰』(石井・肖像 56 頁。なお同 54 頁)
1766. 7. 1 ラ・バルの処刑〔ラ・バル事件〕(後掲の文献目録参照)
- 1767年 〔シルヴァン事件〕(石井・諸相=前号の文献目録参照)
1771. 1月 大法官モーブー, バリの高等法院解体〔モーブーの改革〕(〜74 年)(木崎II 18 頁)
- 2月 領主の刑訴費用を軽減する王令(塙・権力 488 頁)
- ・翌年の王令(→1772.3)と同内容。両王令により, 領主裁判官は, 自己の利益にならない上に面倒な刑事裁判を事実上放棄して, 単に司法警察の役割を果たすにすぎないものとなり, 重罪刑事裁判権は, ついに領主側の自発的放棄と国王側の独占に到達する。
1772. 3月 領主の刑訴費用を軽減する王令(エディ)(→1788.5.8)(志垣・制度(1) 61 頁)
- ・領主に証拠調査と決定を認め, 裁判を国王裁判官に委ねれば経費を免除されるという功妙な王令。しかし究極の目的は領主からの刑事裁判権剥奪。
- 1774年 ルイ 16 世 即位(〜1792 年)
- 1780年 ミュイヤール・ド・ヴーグラン著『自然な秩序におけるフランス刑法』
- ・著者は専制主義的と評されてきた人物(→1788.5.8)(石井・肖像 41 頁。なお 53 頁)
1780. 8.24 予備拷問(question préparatoire)を廃止する国王宣言(déclaration royal)(→1788.5.8)
- (澤登等・フ刑訴 46 頁, 石井・肖像 46 頁)
- ・予備拷問=犯罪の自白を引き出すための拷問。cf. 先決拷問(石井)
  - ・しかし空文に止まる(→1789.10.8 実質的廃止)(志垣・考察 85 頁)
1788. 5. 8 刑事訴訟の全面改革をつける王令(エディ)(→実施されず)
- (江口・陳情書 77 頁, 中村・変遷 624 頁, 志垣・制度(1) 62 頁, 澤登等・フ刑訴 46, 47 頁)
- ・アンシャン・レジーム期を通じて最大規模の司法改革。過度の裁判権数を減少させる目的。領主裁判権はあえて廃止しなかった(→1790.3.31)が, 訴訟手続の一部=審理権のみに限定(志垣)。
  - ・世論を考慮し且つ高等法院の抵抗を打破するため, ラモワニオンが起草→司法貴族を中心とする上流貴族, 大ブルジョワジーの反抗→失敗(中村)
  - ・本改革は有益だったが, 政治的反対派はその精神を曲解し, 高等法院に王令の登録を拒否させた。→三部会の招集(→7.5)
  - ・内容: 法廷での拷問による尋問の廃止。判決理由の義務化。死刑判決の多数決の数の増加。死刑は判決の1月後に執行(当時は判決後すぐ処刑されることになっていた。石井・肖像 41 頁)。無罪者のための賠償手段。(→1789.10.8)(澤登等)(石井・肖像 42 頁)
  - ・ミュイヤール・ド・ヴーグランの主張の一部の法制化(上記下線部)。
7. 5 三部会を招集する旨の枢密院の決議の発表(中村・変遷 625 頁)
- ・これ以後, 僧侶, 貴族, 第三身分は, それぞれ司法制度の改革に関して多くの陳情書を各身分の代表者に提出している。
- 〔陳情書の内容〕(中村・同上, なお, 江口・陳情書 77 頁以下参照)
- ・訴訟手続の公開, 弁護士制度の採用, 被告人に課せられる宣誓の廃止, 第一回被告人尋問の後速やかに証人尋問が行われるべきこと, 予審判事の権限を制限して単独裁判官による逮捕状・召喚状の発行及び尋問を禁止し, 取調べ及び第一回被告人尋問は3人の判事の面前でなされるべきこと, 刑事事件の判決のためには裁判所の全判事の出席を要すること等。
  - ・しかし, 裁判所に対する不信は非常に強く, 自由心証主義の採用については殆ど要求がなされていない。(→1791.9.16)

## フランス刑事司法の歴史 (上野芳久)

## 第二部 フランス革命から第一帝政前まで

- 1789.. 5. 5 **三部会 (États Généraux)** の招集 (→6.20)
- 6.20 **国民 (制憲) 議会 Assemblée Nationale (Constituante)** の成立を宣言 (球技場の誓い)  
(→1791.10)  
・本議会は、三部会を6月17日の議決によって単一会議体に再編し、憲法制定を任務とする国民代表議会として発足したもの (→1791.9.3)。(稲本・民事陪審 293 頁)
- 7.14 **バスチーユ襲撃 (フランス革命)**
8. 4 **国民議会, 1789.8.4—11.3 のデクレにより封建制を全面廃止 (中村・変遷 622 頁)**  
・形式的な封建制の廃止 (ここで定められた諸原則を実施するためには、改めて後のデクレで定められねばならず、実際にはまだ多くの封建的特権が維持されていた)。  
・「すべての領主裁判所は何の補償もなしに廃止される。但し、領主裁判所における判事は、制憲議会によって新しい司法秩序の創設について定められるまでその職務を続行する。」(4条)  
(→1790.3.31)  
・裁判官職の売官制廃止の規定 (7条) (→1790.8.16)
- 8.17 **ベルガス (Bergasse), 最初の司法制度改革の報告 (前稿・80 頁)**  
・本報告に付せられたのが司法権に関する憲法委員会第一草案 (→12.22)。  
・1年後のデクレ (→1790.8.16) によって、国民議会による司法改革が達成された  
(稲本・民事陪審 292, 307 頁)  
・司法制度改革の要綱を最初に示したものとして重要 (稲本・同上 311 頁=結論部分の訳)。  
〔内容〕(稲本・裁判官 18 頁以下参照)  
・第一法案は、全体の裁判所構成として、①王国の行政区分をみずから仮定し (プロヴァンス>ディストリクト>聖堂区), ②それに即して民事の裁判所を配置し (最高法院>二級裁判所>治安判事), ③この民事裁判所の司法官を必要に応じて刑事裁判に転用する, としている  
(稲本・治安判事(1) 29 頁)  
・刑事裁判制度: 最高法院から1年単位で出向する2人の裁判官にそれぞれ数個のディストリクトを管轄させ、陪審を付して刑事裁判を行わせる。そこでは、治安判事が一種の予審裁判官として起用される (つまり、犯罪の訴追・処罰については、治安判事と最高法院以外に裁判官は存在しない)  
(稲本・治安判事(1) 29 頁)  
・違警罪裁判所: 警察的観点から再編成された治安判事 (民事の治安判事とは別) があてられる。  
(稲本・同上 30 頁) (→1795.10.25)  
〔司法制度改革をめぐる基本的対立〕(稲本・裁判官 58 頁)  
・これは、端的にいえば、国王権力と人民の対抗関係において裁判所をいずれの領有に帰属せしめるかをめぐってあらわれるのであり、(以後議会で細かく検討されていく) 陪審制度に関する討議も、裁判官選任制度をめぐる討議も、すべてこの基本問題とのかかわりで白熱の様相を呈した。
- 8.26 「人および市民の権利の宣言」(桜木・253 頁, 岩井(1) 81 頁)
10. 1 **憲法典の根源的基礎に関する 10 月 1 日~11 月 3 日のデクレ (→1790.8.16)**  
・「司法権は、いかなる場合にも、国王によっても立法府によっても行使されることがない。ただし、裁判は、憲法の原則にしたがい、かつ、法律によって定められる形式によって、法律によって設置される裁判所のみによって、国王の名において管理される。」(19条) (稲本・裁判官 4 頁)
10. 8 **旧刑事手続の改革に関する 10 月 8, 9 日~11 月 3 日のデクレ (前稿・80 頁)**

- ・「本デクレに反しない限り、別に定めあるまで、刑事王令は遵守さるべし」(28 条)＝基本的には 1670 年刑事王令の踏襲(中村・変遷 626 頁)。
- ・本デクレは、1788 年王令の内容を多く繰り返し規定するが、弁護人制度と公開主義を採用している点では高い評価を受けよう。
- ・しかし、全体としては依然私問主義の訴訟構造で、手続は書面審理によって行われていた。新しい弾劾主義構造の誕生にはなお 2 年間を要した。(→1791.9.16) (同上 627 頁)。

〔部分的な改革の内容〕(中村・変遷 626～7 頁)

- (1) 判事の補助者として、善良な市民の中から選ばれた知名人が、取調べや証人取問に加わるようになった(秘密主義の欠陥を補うもの)。
- (2) 召喚状、逮捕状は、(単独判事ではなく)少なくとも 3 人または 1 人の判事および 2 人の法学士によって発せられる。住居の明らかな者に対しては逮捕状を発することができない(9 条)  
(←1788.7.5)
- (3) 逮捕状を発せられた被告人は弁護人選任権を有し、自ら選任し得ないときは職権により任命される。これに反する場合手続は無効(10 条)。
- (4) 取問後、要求によりすべての訴訟書類の写しが無料で被告人に交付され、弁護人はその原本を閲覧できる。(14 条)
- (5) 体刑または名誉刑を科すためには判事の 3 分の 2 の賛成を要し、死刑の判決は 5 分の 4 の賛成を要す。(25 条)

12.14 市町村制を確定するデクレ(稲本・治安判事(1) 30 頁)

12.22 王国の行政的区分を定めるデクレ(稲本・治安判事(1) 30 頁)

・県>ディストリクト>カントン

同日 トゥレ(Thouret), 司法制度改革草案の報告(稲本・民事陪審 307 頁)

- ・本報告に付せられたのが司法権に関する憲法委員会第二草案(←8.17) (→1790.3.29, 1790.7.5)
- ・憲法委員会は、王国の行政区分、市町村制の確定(←12.14 デクレ)、行政会および公務員選挙制度の基礎の整備が終了した段階で、「司法権の組織法案」を議会に提出したのである(稲本・治安判事(1) 34 頁)。

〔内容〕(詳細は、稲本・裁判官 23 頁以下参照)

- ・第一草案の総則的規定を原則として承継しているが、裁判所構成および裁判官の選任方式に関して詳細な規定をおき、全体的にみて内容上も第一草案とはかなり異なった司法改革構想を打ち出している(稲本・同上 23 頁)。
- ・検察制度について、最初の改革構想が公的な文書にあらわれたのが、上記の第二草案(稲本・検察 35 頁)。(→1790.3.31 (7), 1790.5.7)
- ・治安判事については第二草案が 1790 年法を決定したといえる(稲本・治安判事(1) 34 頁)。

1790. 1.12 1 月 12～16 日のデクレ

- ・通常の裁判官が全ての犯罪を審理(中村・変遷 643 頁)

3 月 シイエス(Sieyès), 「フランスにおける裁判および警察の新しい組織に関する見解」と題する改革案を印刷・配付(稲本・民事陪審 308 頁)

- ・全 176 条からなる条文草案の形式をとる。原案は 1789 年 9 月に作成。
- ・国民議会に正式に提出された文書ではなく、個人的に印刷され、全議員に配付されたもの。  
(稲本・同上 321 頁)

〔内容〕(略。→稲本・裁判官 36 頁以下参照)

## フランス刑事司法の歴史 (上野芳久)

- 3.24 議会, 司法制度の全面的改革を討議 (~30 日, 実質的に第一段階終了)  
(野田・598 頁, 稲本・裁判官 57 頁)
- ・改革の要点は, ①判事の選任の問題, ②裁判所の新構成 (野田・同上)
  - ・高等法院の廃止を決定 (志垣・百科 566 頁)
- 3.29 デュポル, 「司法秩序の確立にかんする原則およびプラン」を議会に提出  
(稲本・民事陪審 308, 313 頁。内容=稲本・裁判官 41 頁以下)
- ・29, 30 日の両日にわたり, 国民議会においてそれぞれ本プラン, 「司法秩序確立に関する原理およびプラン」および「民事陪審の実施プラン」と題する3つの報告を行った。
  - ・民事陪審を司法改革のすべてを支える原理的課題とみている点で特徴的。
  - ・デュポル案は, 憲法委員会の諸案 (←1789.8.17, 1789.12.22) に対する議会側の対案としての位置を保持した。
- 3.30 シャブルウ (Chabroud), 司法改革に関する報告 (→1790.7.5)  
(稲本・民事陪審 308 頁。内容=稲本・裁判官 48 頁以下)
- ・デュポル案 (←3.29) に続き発表された個人草案 (稲本・民事陪審 308 頁)
  - ・シイエス案 (←3 月), デュポル案および本草案は, ①3 月 24 日以降の議会審議に多大な影響を与えただけでなく, ②裁判官の選任についてそれまでの憲法委員会草案が克服しえなかった国王選任権を否定する基調をつくった。(稲本・裁判官 35 頁)
- 3.31 司法組織に関する問題の集約および議事順序を定めたデクレ  
(稲本・民事陪審 308 頁, 中村・変遷 626~28 頁)
- ・バレル・ド・ヴィウザク (Barrere de Vieuzac) の起草, 提案によるもので, 国民議会の正式の議決を経た (稲本・同上 310 頁, 同・裁判官 58 頁)。
  - ・ベルガス報告 (←1789.8.17) を承けたもので, 新しい司法組織を定めるために討議かつ決定されるべき 10 の問題を指定した (中村・同上)。
  - ・本デクレ及び 8.16~24 デクレにより, 領主裁判所は実質的に廃止された。
- [10 の問題] (中村・同上, 稲本・同上 310 頁)
- (1)陪審員を設けるか
  - (2)陪審員を刑事事件及び民事事件において設けるか (→4.30)
  - (3)裁判は一定の場所の裁判所で行われるか, 巡回判事によるか
  - (4)数個の審級を設けるか, または上訴の慣例を廃止するか
  - (5)裁判官は終身その職に就くか, または任期を限って選挙されるか
  - (6)裁判官は人民により選挙されるか, または国王により任命されるか (→5.7)
  - (7)検察官は完全に国王によって任命されるか (→5.7, 5.8)
    - ・これは, 憲法委員会第二草案 (←1789.12.22) が検察官につき複数提示=国王選択の方式を提示したのに対し, シャブルウが単純な国王選択を, シイエスが人民選挙を主張していた当時の事情を反映している (稲本・検察 37 頁)。
  - (8)一個の破棄裁判所を設けるか, または数名の大判事を置くか
  - (9)同一の判事が全ての事件を審理するか, または商事, 行政, 租税および警察の事件につき異なった裁判管轄を区分するか
  - (10)民事, 刑事の主要な法律規定を新しい司法秩序に一致させる方法に関する作業を制憲議会に提出する任に当たる委員会を設置するか
- [司法改革に関する各種草案との比較]  
(略) (→稲本・民事陪審 309 頁以下参照)

- 4月 議会、陪審（とくに民事陪審の創設）について白熱の議論（5～8日，28～30日）（→4.30）  
（稲本・検察 30, 31 頁）
- 4.30 議会、刑事に関してのみ陪審を設置することを可決。その法案作成を憲法刑事法合同委員会に委ねた。  
（→8.16 デクレ）（その報告→11.27）（梅田・心証 97 頁，稲本・裁判官 1 頁）
- ・すなわちこれで民事陪審創設（人民の側からの裁判への直接参加）が否定されたことになる。
  - ・そこで以後は、裁判官選任問題（人民の司法コントロールを保障する方法としての人民選挙制度を採用するか否か）が重要性を増していった。
5. 1 デクレ（第一審裁判官の定置）（中村・変遷 643 頁）
5. 3 議会、裁判官選任について白熱の議論（3～8日）（←4.30）（→5.7, 8.16 デクレ）  
（稲本・検察 30, 31 頁，中村・変遷 643 頁）
- ・3日＝裁判官の選任に関するデクレ（再任可）（中村・同上）
  - ・4日＝裁判官の任期に関するデクレ（6年）（中村・同上）
  - ・5日＝裁判官の選挙に関するデクレ（人民による）（中村・同上）
5. 7 裁判官の任命に関するデクレ
- ・裁判官の任命につき国王の拒否権なし，とした。（中村・変遷 643 頁）
- 〔当時の状況〕（稲本・検察 34 頁）
- ・裁判官選任につき「選挙人は、国王にただ一人の臣民を提示する」ことが 503 対 450 の少差で表決された。つまり、国家権力の諸属性の配分の問題が、この時点においてなお、数量的に均衡した勢力の間で争われた。しかし、この決着によって力関係に一定の変化が生じ、国王勢力に対抗する議会勢力の新しい攻撃が開始されることになった。
5. 8 議会、検察官は国王の選任によるべきことを決議（←1790.3.31）（稲本・検察 37 頁）
- 〔検察の再編化の試み〕（稲本・検察 34 頁）
- ・フランス検察（←1355.12.28）の近代的な再編の試みは、上記（←5.7）のような状況下で開始され、新しい裁判官選任制度と刑事陪審制度を前提として推進された。但し、検察の改革要求は、革命直後からあったわけではなく、やや遅れて出てきた（←1789.12.22）（その理由については、稲本・同上 34～35 頁参照）。
- 〔国王選任〕
- ・検察官の国王選任は、それ自体として追求されたものではなく、裁判官の人民選任の原則を議会の多数によって確認する（←5.7）ための補完的手段だった（同上 44 頁，36 頁）。つまり、シャルルが国王から裁判官選任権を切り離すために展開した執行権区分論がその背景にあったために、反国王勢力の反撃を直ちに将来することなく、承認されたのである（38 頁）。
- 5.24 デクレ（破棄裁判所）（中村・変遷 643 頁）
7. 5 憲法委員会、「国民議会によって議決された基礎に従う司法秩序に関する新法案」を提出  
（稲本・民事陪審 308 頁，同・検察 39 頁）
- ・憲法委員会の司法改革に関する最終報告（第三法案）（←1789.12.22）
- 〔検察の職務の分配〕（稲本・検察 41 頁）
- ・検察の職務は、①公序に関する法律の遵守，②判決の執行，③司法官の監視，に限定された。
  - ・従来、国王代理人（←1355.12.28）が有していた最大の職務である訴権の行使・追行は、民事においてのみでなく、刑事においても一切を失う。
  - ・公訴権は、個人または裁判官中の受任者である公訴官に帰属し、その結果、検察官＝国王委員は、具体的事件において、公共の利益の代表者としていわば超越的な立場から意見を述べ、自ら有用と判断する要求を行なうだけに限局される。



## フランス刑事司法の歴史（上野芳久）

〔本報告後の検察に関する審議〕（稲本・検察 45～49 頁）

- 検察官の公訴権行使の禁止案に対する反対論も強く、議会は混乱→8 月 9 日まで審議延期。
- 批判＝①裁判官の一人を一年ごとに公訴官とする構想は、単に裁判官数を減少させるだけでなく、裁判官と起訴官の職務が本質的に異なることから無用の混同をおかす、②委員会案では、陪審制度との関係（起訴手続において陪審がいかなる役割を果たすか）が不明確。
- 8 月 10 日最終報告（トゥレ）＝陪審の組織に関する審議まで、新しい公訴官の構成を延期する。（延期のもう一つの理由として、8 月 16 日デクレを制定する段階で、公訴の制度的編成ではなく、裁判官の選任権につづいて執行権から公訴権を奪うことの原則的確認のみを必要としていたことがある。）（→11.27）

## 8.12 破棄裁判所に関するデクレ（中村・変遷 643 頁）

- 単一の破棄裁判所を、立法院に附置することを定めた（刑部 4 頁）。
- 8.16 デクレには本裁判所に関する特別規定は設けられなかった（→11.27）。

## 8.16 司法組織に関する 8 月 16～24 日のデクレ（稲本・民事陪審 292 頁，同・治安判事(1)25 頁・(2)38 頁，中村・変遷 626 頁～，野田・入門 4 回 51 頁，一部訳＝司法資料 129）

- 旧制度下の裁判所制度を根底からくつがえし、新しい裁判所制度の基本的構想を明らかにし、翌年 9 月にいたる一連の改革の路線を確定したという点で歴史的な意義を有する立法（稲本・民事陪審 292 頁）。
- もっとも、改革の事業は、本デクレだけでなく、その後 1791 年 9 月にいたる数個のデクレ（→11.27, 1791.5.10, 7.19, 9.16）によって司法制度の全面にわたって遂行された（稲本・同上，307 頁）。

〔司法改革が憲法典成立をまたずにすすめられたのはなぜか〕

- (1)主観的条件) 国民議会を構成した（主として第三身分選出の）議員に多くの法曹が含まれており、これらの法曹議員が司法制度の改革に職業的関心ないし利害関係を有していたから。  
(稲本・民事陪審 293 頁)
- (2)客観的条件) 立法者の主観的条件が十全に働きえたことの背景として、司法制度上の諸改革を社会変革とむすびつけて主張した世論の形成とその議会への強い働きかけがあったから（稲本・同上 295 頁）。

〔新司法制度の基本原則〕（石川 8 頁）

- (1)権力分立原則の規定（裁判官は立法権侵害と行政干渉を禁じられた）。
- (2)市民の平等に反する裁判所の特権の廃止
- (3)司法官職の売官制廃止（選挙制の採用）、裁判無償の原則
  - 裁判を受けることのできる者が選挙する（任期 6 年）。但し、全ての人民が選挙できたわけではない。（中村・変遷 641 頁）
  - この人民選挙＝任期制は、人民の信任を定期的に更新することにより、裁判官が執行権に従属することを排除するもので、消極的ではあるが、実質的に司法的職務の独立を保障するものといえる（稲本・裁判官 5 頁）。（→11.25）
  - 裁判官は国家から俸給を受けることになった（中村・変遷 626 頁）。
- (4)弁論・判決の公開、判決に理由を付する義務
- (5)仲裁 (arbitres) の重視

〔内容〕

- 新司法組織は、裁判所の設置方式においても審級の編成においても著しく簡素化された（稲本・治安判事(2) 38 頁）。

- 裁判所構成の基本が民事裁判所におかれる点では、憲法委員会第一法案 (←1789.8.17), 第二法案 (←1789.12.22) と変わらない (同上)。
  - 議会を二分して激烈な議論を戦わした①裁判官選任方式と②民事陪審創設の問題については、結局、①選任権は国王の手から完全にはなれて人民の選挙人に委ねられ、②民事陪審は置かない、ことになった (デクレ二章 3, 4, 15 条)。(=憲法委員会第二草案 (←1789.12.22) は②において受入れられ、①において排斥された) (稲本・検察 30, 31 頁)
  - **治安判事 (juge de paix)** 制度の創設 (←1789.8.17, 1789.12.22) (本デクレにおける治安判事の地位の詳細については、稲本・治安判事(2) 38 頁以下, 垂水 96 頁参照)。司法的職務に限られ、イギリスのそれ (justice of peace) とは性格をことにする。(稲本・民事陪審 292 頁)
- [地方裁判所] (中村・変遷 630 頁)
- 各郡 (district) に一つ創設された。
  - 同裁判所は、5名の判事と1名の検察官の職務を行う官吏によって構成される第一審裁判所 (→8.23)
- 8.23 地方裁判所の設置に関する 8 月 23~28 日のデクレ
- この頃王国は 83 の県 (département) に分かれ、それはさらに 543 の郡に分割されていたから、それだけの数の地方裁判所があったことになる。(←8.16) (中村・変遷 631 頁)
- 8.25 司法組織に関する 8 月 25 日~9 月 11 日のデクレ (稲本・民事陪審 296 頁)
- 同日 8 月 25 日~9 月 29 日のデクレ (パリ裁判の組織) (中村・変遷 644 頁)
- 9.2 司法組織に関する 9 月 2~11 日のデクレ
- 聖職者は判事に選任されぬ。(中村・変遷 644 頁)
- 9.7 旧設の裁判所の廃止等に関する 9 月 7~11 日のデクレ (稲本・民事陪審 296 頁)
- 10.15 高等法院, 一切の活動を停止 (志垣・百科 566 頁)
- 10.18 治安裁判所における手続についての規則を含む 10 月 18~26 日のデクレ (治安判事の手続) (中村・変遷 644 頁)
- 11.25 パリで 8 月 16~24 日デクレに基づく裁判官の選任が実施される。
- 翌年 1 月 25 日には、第一区のディストリクト裁判所が開設された。(稲本・裁判官 5 頁)
- 11.27 デュポール, 制憲議会で刑事手続につき報告 (→1791.9.16) (前稿 80 頁)
- 陪審制の採用→口頭弁論主義=自由心証主義の提案 (梅田・心証 97 頁)
  - 本報告後, 翌年 1 月 3 日~2 月 7 日 (→1791.2.7) に刑事陪審制度の組織につき審議・採択。その法文は直ちには施行されず, 最終的に同年 9 月 16 日デクレ (→1791.9.16) に組み込まれ実定法化された (稲本・検察 50 頁)。
- 同日 破棄裁判所に関する 11 月 27 日~12 月 1 日デクレ (→1791.4.14, 1797.10.24) (山口・概説 346 頁, 石川 11, 21 頁, 中村・変遷 644 頁, 一部訳=司法資料 129。)
- [破棄裁判所 (Tribunal de cassation)] (性質と任務の変遷については刑部論文)
- 本法で創設。構成, 権限につき規定。後の破棄院の前身 (→1804.5.18)。
  - 本裁判所は, 上告事件についての調査・予審機関。法解釈統一の目的から事件の選別にあたる「審理部」(Bureau des requêtes) と, 判決機関である「破棄部」(Section de cassation) とから成る (→1795.10.24)。
  - 重罪裁判所や軽罪裁判所の上級審として設置されたものでなく, 旧制度下の国王留保裁判所における破棄の権限を制度化したもの (石川・同上)。
  - 唯一かつ最高の裁判所で, 「形式の違反ある訴訟手続及び法律の条文に対する明白な違反を含むすべての判決」を取消す権限が付与された (石川)。

## フランス刑事司法の歴史 (上野芳久)

- ・判決破棄の権限 (判決の法律適合性の保障) は、司法府を監督して立法府を擁護することなので、司法権とはいえ、立法府に属すべき権限だとする説もあった。→議会は、本裁判所を置き、ただし立法府に付置した。(←8.12) (この点につき刑部 7 頁, 野田 606 頁, 同・入門 8 回 51 頁)
- 〔検事局 (Parquet général)]
- ・破棄裁判所に「国王により任命される国王委員 (commissaire du Roi) を置く」(23 条)。これが検事総長である。(→1791.9.21) (石川 31 頁)
- 12.15 弁護士を廃止するデクレ (→1791.1.29, 1803.3.13) (小山・弁護士 305 頁)

---

- 1791. 1.20 1 月 20 日～2 月 25 日デクレ (重罪裁判所を各県に設置) (→9.16) (中村・変遷 644 頁)
- 1.29 代訴士を設置する法 (←1620 年, 1667.4) (→1793.10.24)
  - ・大革命における旧制度の破棄は、裁判, 弁護士, procureur 等の制度を破壊したが, 本法律により, procureur に代わるものとして代訴士が法的に認められた  
(江藤・改革 486 頁, 小山・弁護士 305 頁, 石川 183 頁)
- 2. 7 刑事裁判についての法律 (→9 月 16 日公布) (野田・603 頁)
  - ・陪審制が認められ, 大体イギリスの制度が模範とされた。
- 2.28 2 月 28 日～4 月 17 日デクレ (裁判官および判決の尊重) (中村・変遷 644 頁)
- 3. 6 新司法秩序に関する 3 月 6 日～27 日デクレ (稲本・検察 26 頁)
- 4.14 4 月 14 日～17 日デクレ (破棄裁判所 4 月 20 日から開始) (中村・変遷 644 頁)
- 5.10 5 月 10 日～15 日デクレ (国民高等法院の形成) (中村・変遷 644 頁)
  - 〔国民高等法院 (Haute Cour nationale)] (野田・607 頁)
  - ・国務大臣や官吏の弾劾裁判所 (→1792.8.17, 1792.9.25)
- 7.11 7 月 11 日～18 日デクレ (治安判事の権限) (中村・変遷 644 頁)
- 7.19 市町村・軽罪警察の組織に関する 7 月 19 日～22 日のデクレ  
(石川 11 頁, 中村・変遷 644 頁, 野田 604 頁)
  - 〔軽罪警察裁判所 (tribunaux de police correctionnelle)]
  - ・本デクレで設置。所長たる 1 名の治安判事, 他の 2 名の治安判事で構成。
  - ・もし都市に治安判事 1 名しかないときは, 陪席判事は市民から選ばれた。
  - ・本裁判所の判決に対しては控訴審たる地方裁判所が終審として判決した。
  - 〔市町村警察裁判所 (tribunaux de police municipale)]
  - ・本デクレで設置。市町村の官吏 (officiers) 3 名で構成された。
  - ・市町村警察事犯のすべてを初審として判決した。
- 9. 3 初の成文憲法 (立憲君主制憲法) (山口・概説上 52 頁, 野田・入門 4 回 50 頁)
  - ・従来の司法改革関係のデクレを要約し (←1789.10.1, 1790.8.16), 「司法権は, いかなる場合にも, 立法府によっても国王によっても行使されることができない」, 「裁判は, 人民によって任期を定めて選挙され, かつ, 国王の公開状によって叙任される裁判官によって, 無償で行われる。国王は, 公開状を否定することはできない」と規定した (稲本・裁判官 4 頁)。
  - ・陪審制の採用 (森下・陪審上 86 頁) (→9.16)
- 9.16 治安警察・刑事司法および陪審員の設置に関する 9 月 16 日～29 日デクレ (→1795.10.25)  
(→29 日に国王が裁可) (前稿 80 頁)
  - ・旧刑事手続に関する従来の改革を吸収・再編成しつつ糺問手続を完全に廃止した。  
(澤登・デクレ 212 頁)
  - ・革命期の刑事警察・裁判制度の骨格は, 本年 7 月 19 日デクレと本デクレとによって形成された (稲本・治安判事(2) 64 頁)。

- 1789.10月のデクレとともに、制憲議会が制定した刑事裁判に関する2大デクレの一つ（わずか2年弱で2つのデクレが発せられたが、前のデクレは早急に改善すべき重大な弊害を暫定的に改めたにすぎず、本デクレは当時までなお効力を有していた刑事王令を廃止して陪審制による英国流の訴訟制度をフランスに持ち込んだもの）（中村・変遷 630頁）
- 伝統と自益を守ろうとする人は、イギリスから新しい制度が入って来ることに強い抵抗を示したが、革命の方向でもある陳情書の内容を実現するために新しく本デクレが制定されたのである  
(同上)

[裁判の3つの段階] (同上・630頁以下) (cf. 前稿 80頁の 1791.9.29)

- (1)予審……小郡 (canton) の治安判事は職権（現行犯，原因が不明または疑わしい殺人の場合）または私人の告訴告発にもとづき活動を開始する。拘引状の執行により被疑者を出頭させ，被疑事実につき訊問後，訴追の必要ありと判断したときは地方裁判所に送致する。
- (2)地方裁判所……各郡 (district) に一つ。起訴陪審 (jury d'accusation) が，起訴理由なしとしたとき→被疑者は釈放。起訴理由ありなら→重罪裁判所に移される。  
(詳細は，中村・変遷 633頁以下)
- (3)重罪裁判所 (tribunal criminel)……各県 (département) に一つ。審理陪審 (jury de jugement) で最終弁論がなされ，判決が下される。(詳細は，中村・変遷 635頁以下，石川・10頁)

[刑事裁判における検察的職務の構成] (稲本・検察 50頁)

- 検察官は，狭義の裁判機構ないし司法的職務の中に入らず，文字どおり「裁判所付きの国王委員」として位置づけられる。他方，従来検察の職務として国王の官吏に委ねられていた司法上の職務は，裁判官・陪審員・公訴官等からなる裁判機構に委ねられ，その中で再配分される(同上 52頁)。

- (1)司法警察権→治安判事
  - 人民選挙による治安判事に付与される。
  - その監督・統制権限は（国王委員でなく）公訴官がもつ。
- (2)起訴手続→地方裁判所
  - 起訴陪審は地方裁判所に置かれ，起訴決定権をもつ。重罪裁判所の審理陪審とは制度上なんら関係ない。
  - 陪審指導官 (directeur de jury) は，地方裁判所の裁判官の一人がなり，起訴陪審員を指導する。起訴状の作成権限をもつ。
  - 告訴当事者 (partie plaignante)，公民的告発者 (dénoncateur civique) のイニシアチヴによる起訴陪審への付託を可能とした。
  - 地方裁判所の国王委員（検察官）は起訴状の適法性に関する起訴陪審付託前の審査をする。ただし，決定権は地方裁判所に。
- (3)判決手続→重罪裁判所
  - 裁判官は審理陪審に従属する。
  - 重罪裁判所の国王委員（検察官）は審理過程での要求および求刑（ただし，決定権は重罪裁判所に）のほか，破棄の請求および判決の執行を職務とする。

[陪審] (→1808.11.17) (澤登・フ刑訴 256頁，鈴木・陪審 10頁)

- 陪審制度は，封建時代にフランスにおいて実施され（←1260年），ノルマン人によってイギリスに導入・実施された→本法でフランスに再導入。ただし，元々のフランスの制度にではなく，イギリスの制度によったもの。
- 本法は，審理を担当する起訴陪審 (jury d'accusation) と，罪責の判断を担当する判決陪審 (jury de jugement) とを同時に創設した。

## フランス刑事司法の歴史 (上野芳久)

- 9.21 検事総長代理の職を創設する 9 月 21 日~10 月 14 日法 (石川 31 頁)  
 ・これは、検事総長 (←1790.11.27) の補助者として置かれた職 (2 つ)  
 ・後に、この数は次第に増加され、次席検事と改称された (→1810.3.19)
- 9.25 刑法典 (1791 年刑法典) 成立 (桜木 263 頁)
- 9.29 9 月 29 日~10 月 6 日法律 (いわゆる 1791 年の法典成立)  
 ・司法組織と刑事手続組織をまとめた法典。(前稿 80 頁)
- 10月 立法議会 (Assemblée Législative) 成立 (→1792.8.10)
- 
1792. 4.10 4 月 10 日~15 日法 (→1947.7.23) (石川 40 頁)  
 ・刑事事件につき、破棄裁判所の審理部における二重審理の手続 (①審理部で破棄請求の事前審理を受ける、②破棄請求認可の場合には再度刑事部の審理を受ける) が放棄された。  
 ・その後、他の部でも次第に審理部の事前審理を廃止していった。
- 8.10 議会、ルイ 16 世の王権停止 (八月十日事件) (→1793.1 月)  
 ・執行権の官吏としての「国王委員」は、この事件後、8 月 15 日デクレで「執行権の委員」と名称を変えた (→8.18)。(稲本・検察 58 頁)
- 同日 パリ市の治安判事の全員改選を命じるデクレ (→9.22)  
 ・1790 年秋から 91 年初頭にかけて選挙された第一期の治安判事は、民事上の職務においては成功を取めたが、刑事上の職務に関しては消極的な評価を受けることも少なくなかった。本デクレは、この評価の最終的、象徴的なあらわれといえる (この間の事情につき稲本・治安判事頁(2) 74 頁)。
- 8.11 市町村、郡、県に治安警察機能を与える法律  
 ・立法議会は、国家の対外的・対内的安全を危うくする重罪の捜査のために本法を制定。→この措置により多くの反革命容疑者が逮捕・虐殺された (「第一恐怖」)  
 (中村・モンタニャール (←前稿 104 頁) 723 頁)
- 8.16 特別の重罪裁判所を置くデクレ (野田・608 頁, 中村・モンタニャール 723 頁)  
 ・8 月 10 日事件の犯罪を審理するための裁判所で、判事、判事補各 8 名、訴追官 2 名、書記 4 名から成る。この構成は、各県の重罪裁判所 (←1791.9.16) の倍以上の人員であるが、このことから 8 月 10 日事件がフランス革命にとって極めて重大な意味をもっていたことがわかる。  
 ・反革命派の政治犯を摘発するためには従来の国民高等法院 (←1791.5.10) では不十分なので創設された。  
 ・11 月 29 日法で一旦廃止されるが、後に再び設置された (→1793.3.10)。
- 8.18 現職の国王委員の職務を停止するデクレ (稲本・検察 58 頁)  
 ・「執行権の委員」は選挙によって選任される。(→10.13)
- 9.21 国民公会 (Convention Nationale) 開会 (王政廃止) = 第一共和政 (Ire République)
- 9.22 行政体、市町村体および司法体の改選に関する 9 月 22~25 日のデクレ (←10.19) (←1790.8.16)  
 (稲本・裁判官 6 頁)  
 ・9.20 に新しく普通選挙で構成された国民公会は、全国レベルですべての行政官、司法官を一新することを決定 (→11.29) (中村・モンタニャール 725 頁)。治安判事も全面改選に (稲本・治安判事(2) 75 頁)。  
 ・国民公会の時代に入ると、1791 年憲法典が事実上その効力を失ったのに伴い、それまでの「人民選挙と任期中の身分保障の原則」は根底から揺り動かされることになった。本デクレはそのあらわれ。

## 相模工業大学紀要 第 23 卷 第 2 号

- 9.25 国民高等法院の廃止 (中村・モンタニャール 725 頁) (←1791.5.10, →11.29)
- 10.13 重罪裁判所付きの「委員」を廃止するデクレ (→10.20) (稲本・検察 58 頁)
- 10.19 行政体, および司法体の改選に関するデクレの執行の態様を定めるデクレ (←9.22) (→1795.8.22)  
(稲本・裁判官 6 頁)
- 上記 9 月 22 日デクレを実施するためのデクレ。
- [内容]
- すべての公選制の司法官 (破棄裁判所の構成員を除く) は改選される。
  - 選挙資格については, 国民公会の選挙と同様に, 能動市民と受動市民の差別を廃止する。収入を有する 21 才以上のすべての市民 (家事使用人を除く) が第一次 [選挙] 会に参加する。
  - 裁判官の被選挙資格として法曹要件をはずす。
- [背景——革命的断絶——] (稲本・裁判官 10 頁注(5))
- 国民公会期 (とくに 1793~4 年前半) からみると, 国民議会の立法は, 法律上の制度転換をすることによって革命を擬制するといった性格を有している, といえる。
  - たとえば, 第三身分選出の多数の法曹出身議員も, 自己が利害関係を有する封建諸税の実利的部分については有償廃棄を定めたように, 制度を転換して利益を保持しようとしたわけである。
  - このように「法律上の革命」におしとどめられた革命を遂行するためには, 91 年体制を支える諸法律と断絶することが必要だった。そして 8 月 10 日の王権停止と国民公会招集により, 91 年憲法が事実上失効したことが, 革命的断絶の契機となった。
  - 裁判官の選任についていえば, 1790 年 8 月 16 日~24 日デクレが被選挙資格の法曹独占を認めため, 人民選挙の形をとっても裁判官は旧制下の法曹 (その多数は旧司法官職の株保有者) 以外になかった。つまり, 官職株保有=国王任命=終身制を, 法制度上で官職株廃止=人民選挙=任期制にしても, 裁判の担い手は現実には変わらなかつた。その意味で, 司法改革もまた「法律革命」の枠内にあつたのである。
  - 以上のような背景を考えると, 本デクレは法制度上にもたらされた革命的断絶の一例といえる。
- 10.20 重罪裁判所付「委員」廃止を確認するデクレ (←10.13) (稲本・検察 58 頁)
- その職務をすべて公訴官に付記した。
  - こうして, 重罪裁判所に関する限り, かつての国王委員は, その名称において, その職務において, その官職の存在自体において, 革命的事態の進行によって消滅した。(←1791.9.16)
- 11.29 8 月 17 日創設の特別裁判所を廃止する法律 (中村・モンタニャール 725 頁)
- 12 月 1 日以降, 同裁判所は廃止され, 訴訟はすべて民事刑事を問わず, パリ県の通常裁判所に移され, 陪審による手続に関する法律で定められた手続に従って裁判されることになった。
  - これでフランスには特別裁判所はなくなり, 訴訟はすべて通常裁判所で行われることになるが, なお反革命分子の処罰については例外があつた。
- 
1793. 1.21 ルイ 16 世の処刑 (その裁判経過につき, 中村・モンタニャール 726 頁)
- 諸王国への衝撃→フランス革命への外国の干渉→対外的危機→対内的危機
  - それ故, 議会の革命勢動は, ①民衆に支持される政策を打ち出し, ②反革命勢力打倒のために強硬手段をとる必要があつた (同 727 頁) (→3.11)。
- 3.11 特別重罪裁判所 (tribunal criminel extraordinaire) の設立, 構成, 権限を定める法律の制定  
(←1792.8.17) (→1795.5.31 廃止) (中村・モンタニャール 728 頁, 野田 609 頁)
- 管轄=①反革命的なあらゆる企画, ②共和国の自由・平等・統一・不可分と国家の内部および外部の安全に対するあらゆる陰謀, ③王政を復活し, あるいは国民の自由・平等および主権を侵害する

## フランス刑事司法の歴史 (上野芳久)

	<p>ような権力を樹立せんとするあらゆる謀議。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成＝国民公会が任命する判事5名，訴追官1名，同代理2名。および陪審員12名 (→9.5)</li> <li>・本裁判所が議会に從属する地位に置かれることと上記管轄権とを考えあわせると，議会が革命を進めるための手段として刑事司法を利用していることがよく分かる。(中村・729頁)</li> <li>・恐怖政治の進展とともに裁判所へ送られる被告人は増大 (→9.5)</li> </ul>
6月	パリ市民の蜂起を背景にジャコバン派の独裁はじまる
6.24	議会，モンタニャール憲法を可決 (中村・モンタニャール 718頁，野田・入門4回 51頁) 〔恐怖政治の時代 (Terreur)〕 (→1794.7.27)
9.5	特別重罪裁判所の規模の拡大 (中村・モンタニャール 731頁，野田・609頁) <ul style="list-style-type: none"> <li>・7月31日にも人員が増加されたが，さらに事件の増大に伴い，二部から四部となり，判事は16名，陪審員は60名に増員された (→1794.6.10)</li> </ul>
10.24	(＝革命暦2年霧月3日) 代訴士を廃止する法 (←1791.1.29，→1800.3.18) (江藤・改革 486頁，小山・弁護士 305頁，石川 183頁)
10.29	特別重罪裁判所→ <b>革命裁判所</b> (tribunal révolutionnaire) という正式名称に (中村・モンタニャール 731頁) (→1794.6.10)
1794. 6.10	革命暦2年草月22日のデクレ (岩井(1) 86頁，野田・609頁) <ul style="list-style-type: none"> <li>・革命裁判所の手続の簡略化を定め，一定の規模の縮小がなされた (中村・モンタニャール 731頁)。 〔革命裁判所〕</li> <li>・人民の敵を処罰するために設置する。(→1795.5.31 廃止)</li> <li>・長官1名，訴追官1名，訴追官補4名，判事12名，陪審員50名で，規模は以前 (←1793.9.5) より幾分縮減されているが，審理手続は極度に簡易化され，非常にラディカルな処置がとられている。</li> </ul>
7.27	ロベスピエールら逮捕→21名処刑 (テルミドールの反動)
1795. 5.31	(＝革命暦3年草月12日) 革命裁判所の廃止 (野田・611頁) <ul style="list-style-type: none"> <li>・事件はすべて再び通常刑事裁判所の管轄となった (←1794.6.10)</li> </ul>
8.22	(＝革命暦3年実月5日) <b>新憲法</b> の制定 (野田・入門4回 53頁) <ul style="list-style-type: none"> <li>・5人の総裁制←独裁権力の再出現をおそれ極端な権力分立制を採用 (梅田・心証 170頁)</li> <li>・裁判官の選任につき「人民選挙＝任期制」を維持したが，選挙人の資格要件は，1791年憲法下のそれに近く，厳格な資産保有者であることが要求されている。(←1792.10.19) (→1799.12.23) (稲本・裁判官 7頁)</li> </ul>
10月	<b>総裁政府 (Directoire)</b> の成立 (←国民公会解散) (→1799.11.9)
10.24	(＝革命暦4年霧月2日) 破棄裁判所の組織に関する法律 (←1790.11.27) (→1826.1.15) (石川 30頁，一部訳＝司法資料 129) <ul style="list-style-type: none"> <li>・破棄裁判所の部 (section) が，2部 (審理部，破棄部) から，3部 (審理部，民事部，刑事部) に分割された。</li> </ul>
10.25	(＝革命暦4年霧月3日) <b>罪刑法典</b> の制定 (前稿 81頁) 〔内容〕 (澤登等・フ刑訴 48頁) <ul style="list-style-type: none"> <li>・刑法のような名前だが，実質上は刑事手続法典。</li> <li>・訴追は個人に委ねる (但し治安判事が職務としてなす起訴あり)。</li> <li>・治安判事と陪審指導判事による予審の強化。(→1801年)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本法典は治安判事の裁判権を違警罪事件に局限し、民事的職務との均衡を実現した（詳細は、稲本・治安判事(2) 69 頁）。</li> <li>・重罪裁判所の機能の確定（澤登等全訳 265 条以下参照）→のちの治罪法典の文言にそのまま引き写される（→1808.11.17）</li> </ul> <p>[574 条]（澤登等・デクレ 212 頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1791 年 9 月 16 日～29 日の法，その補充・修正のための法→すべて廃止</li> </ul>
1799.11. 9	ナポレオン，政権を獲得（ブリュメール 18 日のクーデタ）
12 月	<b>統領政府 (Consultat)</b> の成立
12.13	(革命暦 8 年霜月 22 日) <b>新憲法</b> の制定（野田・入門4 回 53 頁）
	[公訴官制度]（岩井(1) 89 頁）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罪刑法典の手續に効果なし→公訴官制度の改正の必要→公訴官の職務と刑事裁判所に付置された執行官の職務とが結合され，刑事裁判所における審問は旧態通り公訴官が行うことになった（＝一部改正）。</li> <li>・しかし，より根本的に改正する必要→1801.1.27 法。</li> </ul> <p>[裁判官選任]（→1802.8.4）（稲本・裁判官 7 頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法上の原則としては「人民選挙＝任期制」は放棄され，「政府任命＝終身制」に転換した。</li> <li>・しかし，人民の関与が完全に排斥されたわけではない。なぜなら，たしかに政府によって任命されるが，その選任の基礎となる市町村，県，全国の三段階の名簿は選挙方式によって作成されるからである。</li> </ul>
1800	
3.18	(=革命暦 8 年風月 27 日) <b>裁判所の組織に関する法律</b> (石川 12, 31 頁，刑部 37 頁，小山・弁護士 305 頁，江藤・改革 486 頁，一部訳＝司法資料 129)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制憲議会により立てられた民事裁判所と刑事裁判所との分離は，表面上保存されながらも，本法により事実上放棄され，ここに<b>民事刑事裁判所統一の原則</b>が実現し，これが今日に及んでいる（石川 12 頁）。（→1808.11.17）</li> <li>・初めて 27 の<b>控訴裁判所</b> (tribunal d'appel) が置かれた（江藤・改革 420 頁）。（→1810.4.20）</li> <li>・検事総長代理（後の次席検事）の数が 6 名に増員された（←1791.9.21）（→1956.8.4）。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（石川 31 頁）</p>
	[代訴士 (avoué)]（←1793.10.24，→1971.12.31）（江藤・同上）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代訴士 (avoué) の存在を再び法的に承認（小山・同上）。</li> <li>・本法は「破棄裁判所，各控訴裁判所，各重罪裁判所，各初審裁判所に，裁判所の意見に基づき，政府により一定数の代訴士を置くことを規定。」</li> <li>・「当事者は，常に自ら防御することができるとともに，適当と判断する者をして自らの防御を提出させることもできる。」（＝以前の革命立法で実現された本人訴訟の原則と代訴士復活の要請との妥協を図ったもの）</li> </ul>
1801. 1.27	革命暦 9 年雨月 7 日の法律（全訳＝澤登等・訴追に関する法律，前稿 81 頁）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罪刑法典から治罪法典への発展の中間に位置する法（澤登等・同 217 頁）</li> <li>・検察官に，①訴追開始権と②被疑者拘留権限を与えた。</li> <li>・予審を再組織し，予審判事 (juge d'instruction) の手に委ね，同判事は証人を別々に聴問し，起訴陪審は証拠書類に基づいて裁定を下すことになった（＝明らかな糾問手續への復帰）。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（澤登等・フ刑訴 49 頁）</p>



## フランス刑事司法の歴史 (上野芳久)

2. 7 革命暦 9 年雨月 18 日の法律 (澤登等・フ刑訴 39 頁)
- ・予審と訴追の機能分離の完成 (梅田・心証 168 頁) (→1808.11.17)
  - ・特別裁判所を設置して横行する盗賊に対処→陪審によらない判決。
  - ・本法は、その後のフランス刑訴法の発展にとっては、それほど重要な因子とはならなかった。  
(澤登等・訴追に関する法律 250 頁)
- 3.28 革命暦 9 年芽月 7 日の統領令: 刑事法改正のための起草委員会設置→1169 条に及ぶ刑事法典草案  
(梅田・心証 172 頁, 岩井(2) 87 頁) (→1808.1.23)
1802. 8. 4 革命暦 10 年熱月 16 日の元老院決議 (憲法) (←1799.12.13)
- ・裁判官選任につき、人民関与を完全に排除した。以後、今日まで、フランスの裁判官選任制度は、政府任命=終身制の原則をかえていない。
  - ・結局、人民選挙=任期制による裁判官選任制度は、1790 年 8 月 16 日~24 日デクレから 1799 年ブリュウメルのクーデタまでの 9 年間余の実定法上の存在であったにすぎない (=この制度は、市民革命期にあらわれた特殊な減少とみることが必要) (稲本・裁判官 7~8 頁)。
  - ・尤も、1880 年に裁判官公選論が一時強力に主張されたことがあった。(稲本・裁判官 11 頁注(3))
1804. 3.13 (革命暦 12 年風月 22 日) 弁護士を復活する法 (→1840.5.13)
- (小山・弁護士 305 頁, 江藤・改革 486 頁)
- ・古来の大学に代わる国立の法学校の設立, 弁護士となるための法学士の証書の必要性, 裁判所に所属して職務を実施する弁護士の名簿を作成等を規定した→事実上, 弁護士会の再建。  
(江藤・改革 417 頁)
- 5.18 革命暦 12 年花月 28 日の元老院決議 (G.D.E.L. p. 2706, 石川 21 頁, 刑部 43 頁, 雄川 32 頁)
- ・破棄裁判所 (Tribunal de cassation) (←1790.11.27) は, 破棄院 (Cour de cassation) と改称された。

## 第三部 第一帝政以後~第二次大戦まで

- 1804.12. 2 **第一帝政 (Empire)** (ナポレオン皇帝に)→ナポレオン法典 (~1811 年)
1806. 4.24 民事訴訟法典 (→1807.1.1 施行) (野田・入門 7 回 56 頁, 三井 I 104 頁)
- ・1667 年のルイ法典の単なる焼き直しにすぎない。(←1667.4)
1808. 1.23 枢密院, 刑事法典草案の本格的審議を再開 (岩井(2) 87 頁) (→11.17)
- ・争点は, 陪審を存置すべきか, 又はフランスの伝統の旧制にかえるべきか。
- 3.30 法院・裁判所の取締規則, 服務規則に関する命令 (一部訳=司法資料 129)
- 11.17 **治罪法典 (Code d'instruction criminelle)** 制定 (→12.16 公布) (→1958.12.23=刑事訴訟法へ改正)  
(前稿 82 頁)
- 〔基本原理〕 (=現行刑事手続制度をも支配する原理) (澤登等・フ刑訴 49 頁)
- ①民事刑事両司法の単一性 (アンシャン・レジームでは非単一)
  - ②訴追, 予審, 判決の機能分離
  - ③二審制 (重罪院は例外的に一審制)
  - ④裁判所の合議制 (但し違警罪は→治安判事, 市町村長が判決をする)
  - ⑤裁判官の職業性・技術者性 (但し重罪事件の場合は陪審員がいる)。
- 〔**重罪院 (Cour d'assises)**〕 (石川 52 頁~, 山口・概説上 321 頁~)

## 相模工業大学紀要 第 23 卷 第 2 号

- 常設裁判所たる重罪裁判所 (→1791.9.16) を廃止し、新たに断続的裁判所たる重罪院を設置した。(石川 53 頁) (←1795.10.25)
- 県ごとに置かれ、原則として 3 カ月ごとに開設される非常設の裁判所であり、一審かつ終審なので判決に対する控訴は許されない。また陪審制をとることが特徴である。

(山口・同上, 石川・同上) (→1941.11.25)

〔予審判事〕 (→1856.7.17) (澤登・フ刑訴 236 頁)

- 予審判事は、司法警察の上級官の資格を有していたが、そのかわり、予審に関しては、証拠の探索と収集を担当する単なる捜査官にすぎなかった。

〔陪審制〕 (山口・概説上 326 頁)

- 陪審制は維持するが、起訴陪審は廃止。なぜなら、起訴陪審の任務は“起訴が本当らしいための十分な証拠が存するか否か”について判決することであったが、その任務の限界を越えて“刑事責任を負わせることが正当か否か”を考慮し、“正当でない”と思われるすべての場合に起訴を拒けた(つまり、起訴陪審は判決陪審の権限を侵害した)から。(石川 53 頁)
- 起訴陪審に代わって、評定部 (Chambre du conseil) 及び移審部 (Chambre des mise en accusation) が置かれ、第一及び第二審の予審として職務を行った。(石川 53 頁)

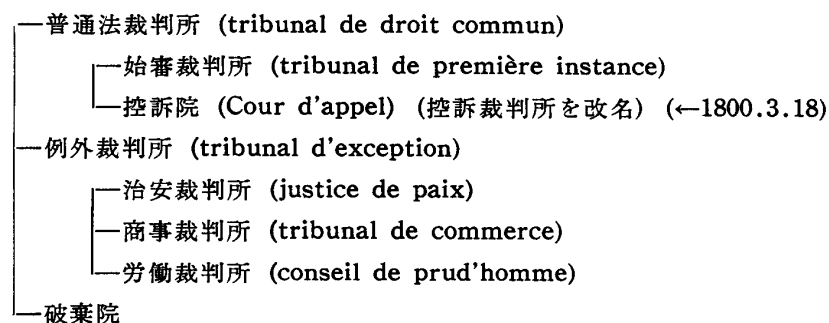
1810. 2.15 現行刑法典 (ナポレオン刑法典) 制定 (→1811.1.1 施行) (前稿 83 頁)

3.19 検事総長代理を次席検事に改称するデクレ (→1956.8.4) (石川 31 頁)

4.20 司法部並に司法行政の組織に関する法律 (澤登等・フ刑訴 49 頁, 刑部 44 頁, 司法資料 122 号 7 頁, 一部訳=司法資料 129, 江藤・改革 417 頁)

- フランスの近法的司法組織の礎石を据えたものと評価できる法律 (江藤)
- 革命後司法制度も一掃された→その再編は 1790.8.16~24 デクレにより開始された→しかし「ゆきすぎ」「反動」「重心の固定」という革命の過程におけるさまざまなイデオロギーに基づく司法構想、その立法化という振幅激しい状況→安定機構として定着するのは本法 (江藤・改革 419 頁)。
- 本法律による司法機構の骨組は、1958 年の改正 (→1958.12.22) まで維持され、また日本を含む諸外国の近代的司法制度の範となった (同上)。

〔裁判所〕 (江藤・改革 420 頁)



\* フランスの裁判所構成法も、民法とともに、ロマン系法の多くの国においてモデルの役割を果たしてきた。(比較法 209 頁)

7. 6 控訴院, 重罪裁判所, 特別裁判所の組織・事務に関する規定を定める命令 (一部訳=司法資料 129)

8.18 始審裁判所, 違警罪裁判所の組織に関する規定を定める命令 (一部訳=司法資料 129)

- 統領政府および帝政時代にいたって、革命暦 8 年憲法 (→1799.12.13), 同 8 年風月 27 日法 (→1800.3.18), 同 10 年熱月 16 日 (→1802.8.4) 及び 12 年花月 28 日 (→1804.5.18) の元老院決議, 1810.4.20 の大法律, 1808.3.30 命令, 1810.7.6 命令, 本命令を以て、司法組織は堅固なる再構成をとげた。(→1814.5) (司法資料 164 号 39 頁)

## フランス刑事司法の歴史 (上野芳久)

1811. 1. 1 刑法, 治罪法, 司法組織法の施行
1814. 5月 **王政復古 (Restauration)** (ブルボン朝ルイ 18 世)
- 帝政期と同じ傾向→治罪法典にも大きな変化なし。
  - ①特別法院 (Cours speciales) の利用, ②王室に対する犯罪が貴族院の管轄になった点が従来と異なる。(以上, 澤登等・フ刑訴 51 頁)
  - 1815 年以降も, 統領政府 および 帝政時代に確立された司法組織を承継した (司法資料 164 号 41 頁)。
1816. 4.28 財政に関する法律 (江藤・改革 487 頁)
- 大革命で廃止させられた官職株 (office) が, 本法によって復活した。
  - 代訴士は, 破棄院弁護士などとともに, これより裁判所補助者 (官職株保有者) となった。
- 1820.10.11 法院, 裁判所における司法官の更迭様式に関する勅令 (訳=司法資料 129)
1824. 6.25 減輕事情の承認権限を裁判所に認める法 (森下・陪審上 87 頁) (→1832.4.28)
1826. 1.15 オルドナンス (←1795.10.24) (石川 30 頁)
- 破棄院の部の名称変更 (Section→Chambre に)
1830. 7月 **7月王政 (Monarchie de Juillet)**
- 個人の自由保障の拡大→憲章 (Charte) は, 特別法院のような例外裁判所を廃止→陪審の領域拡大 (澤登等・フ刑訴 51 頁)
1832. 4.28 法律 (澤登等・フ刑訴 51 頁)
- ①重罪院での減輕事由の認定権: 裁判官から→陪審へ
    - これは, 治罪法が裁判所と陪審との間に設けた権限の分配を, はじめて切りくずすものだった。(森下・陪審上 87 頁) (→1881.6.1)
  - ②軽罪事件の被勾留者に無罪が言い渡された場合: (検察官や私訴原告人の 上訴があっても) 釈放する。
    - この頃, 出版の自由を求める運動→出版犯罪はたとえ軽罪でも重罪法院で (=陪審で) 裁判されることになった [弾劾手続が多少領域を拡大]。
1837. 4. 1 再度の上告後における破棄院判決の効力に関する法律 (→1938.6.17)
- (山口・概説 347 頁, 刑部 38, 46 頁, 雄川 32 頁)
- 最初の破棄と同一理由による再度の破棄の後においては, 差戻された裁判所は破棄院の決定に従うことになった (2 条)→破棄院は, 法律的問題について, 間接的にはあるが, 積極的な判決を下す権限を暗黙にもつこととなった (任務の変化) (刑部 46 頁, 雄川 32 頁)
  - 破棄院に, 重要な事案毎に下級審と破棄院とが法律の解釈につき見解を異にした場合の審理のために, 連合部 (Chambres réunies) が設けられた。
1838. 4.11 第一審民事裁判所に関する法律 (一部訳=司法資料 129)
- 5.25 治安裁判所に関する法律 (一部訳=司法資料 129)
- 6.30 行政処分としての精神病院への収容処分に関する法律 (吉川・保安 101 頁)
1840. 5.13 弁護士と代訴士の両者の職務領域をほぼ確定する破棄院民事部判決 (江藤・改革 487 頁)
1848. 2.22 **第二共和政 (IIe République)** ←二月革命 (国王亡命・臨時政府成立)
- 12月 大統領選挙→ルイ・ナポレオン当選 (保守化した農民が支持)
1850. 8. 5 少年のための行刑コロニーに関する法律 (→1898.4.19) (前稿 83 頁)
- 1851.12. 2 ルイ・ナポレオンのクーデタ (→1852.12)

1852. 3. 1	司法官の定年，懲戒に関する命令（一部訳＝司法資料 129）
12月	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第二帝政 (Second Empire)</div> （ナポレオン 3 世←国民投票で即位） <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国民投票」による「帝政」という二重性格を反映し，この頃の改革には， <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)個人の自由を制限するもの（→1856, 1863 年）と</li> <li>(2)個人の自由を保障するもの（→1865, 1867 年）とが併存している。（澤登等・フ刑訴 51 頁）</li> </ul> </li> </ul>
1856. 7.17	予審判事の権限を変更する法律（→1897.12.8）（澤登等・フ刑訴 51 頁） <ul style="list-style-type: none"> <li>・予審段階での釈放，予審終結に関する決定権を→予審判事の単独権に（それまでは評議部の合議）（同 51 頁，岩井(3) 86, 91 頁注 (82)）</li> <li>・本法律で初めて予審判事に予審裁判所の役割が与えられた（同 236 頁）</li> <li>・個人の自由保障と逆の改革（澤登・検察官 85 頁）（→1863.5.20）</li> </ul>
1863. 5.20	共和国検事に予審の重要な権限を与える法律（澤登等・フ刑訴 51 頁） <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行犯の訴追に関し検察官にも予審の権限を付与（澤登・検察官 85 頁）</li> <li>・これも自由主義化と逆の改革（澤登・検察官 85 頁）（←1856.7.17）</li> </ul>
1865. 7.14	法律 <ul style="list-style-type: none"> <li>・未決勾留期間を制限＝個人の自由化（澤登等・フ刑訴 51 頁）</li> <li>・軽罪につき権利保釈，重罪につき裁量保釈を認めた（岩井(3) 86 頁）</li> </ul>

## 〔I. 個人の自由の保障の時代：1870～1935〕（前稿 84 頁）

・普仏戦争後～第二次大戦前には個人の自由を保障する方向の諸改革が行われた。

- ①予審手続の改正（→1897.12.8）
- ②個人の自由保護の強化（→1927.3.10, 1933.2.7）
- ③陪審の権限拡大（→1881.7.29, 1932.3.5）
- ④私訴原告人の地位強化（→1921.3.22。ただし →1931.7.2）
- ⑤司法の誤りを正す措置（→1895.6.5, 1933.2.7）

1870. 9. 4	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第三共和政 (IIIe République)</div> （国防政府樹立←帝政廃止宣言←ナポレオン 3 世，セダンで捕虜に）
1879.11.27	刑事手続の改正案の提出→不成立（→1938 年） <ul style="list-style-type: none"> <li>・治刑法第一編の改正の意図で，デュフォール (Dufaure) の発意で 1878 年委員会が作られたが，失敗に終り，その精神は若干 1897 年の法律に生かされる程度であった（岩井(6) 100 頁注(203)）。</li> </ul>
1881. 6. 1	法律（森下・陪審上 87 頁） <ul style="list-style-type: none"> <li>・陪審員に対し裁判長によってなされる口頭弁論の要約を廃止＝これは，裁判所と陪審との間に設けられた分離およびそれを象徴していた「仕切り」の強化であるとみなされた。（←1832.4.28）</li> </ul>
7.29	法律（澤登等・フ刑訴 52 頁） <ul style="list-style-type: none"> <li>・出版軽罪を重罪法院の管轄に。〔陪審の権限拡大〕（→1932.3.5）</li> </ul>
1883. 8.30	司法組織の改革に関する法律（一部訳＝司法資料 129）
1889. 7.24	虐待されまたは徳性面で見捨てられた子供の保護に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> <li>・親たるに値しない両親から親権を剥奪し，また，さほど重大でない場合には教育的監督処分を両親に課する権限を，裁判所に与えた。（森下・新展開 184 頁）。（→1898.4.19）</li> </ul>
1891年	刑の加重・減軽に関する法（ベランジェ法）（→前稿 59 頁）
1897.12. 8	法律（予審手続の大改正）（←1879.11.27）（→1933.2.7）（澤登等・フ刑訴 52 頁，垂水 132 頁以下） <ul style="list-style-type: none"> <li>・被告人に，出頭時から弁護士の援助を受ける権利を与えた。</li> <li>・弁護士は，記録閲覧権，全手続を通じて判事に示唆を与える権利，証人に対する質問を判事になさ</li> </ul>

## フランス刑事司法の歴史 (上野芳久)

- せる権利を持つ (→1921, 1928 年)。
- 予審判事の当該事件の公判からの排除 (岩井(3) 86 頁)。
  - 本法律の基本的精神は現行法にも受けつがれている (岩井(3) 86 頁)。
- 1898年 サレイユ『刑罰の個別化』初版 (森下・改正 121 頁)
1898. 4. 19 子供に対する暴行・虐待・加害の処罰に関する法 (前稿 85 頁)
- コロニーへの収容による少年の墮落は、刑務所収容の場合の墮落に劣らなかった。→そこで、予審判事または判決裁判所に対し、犯罪少年の監護を両親・慈善家・貧民救済機関等に委ねる権限を与えた。(→1935.10.30)
- 
- 1900
1905. 7. 12 治安判事の権限および治安裁判所の組織改正に関する法律 (→1926.1.1) (一部訳=司法資料 129)
1906. 4. 12 刑事成年の年齢を 16 歳から 18 歳に引き上げる法律 (→1912.7.22)
- 刑事未成年者は次の二種になった。(→1912.7.22) (前稿 85 頁)
    - (a)16 歳未満の少年
    - (b)16 歳以上 18 歳未満の少年
1912. 7. 22 少年に対する処遇を全面改正する法律 [=旧少年法] (→1942.7.27) (澤登等・フ犯罪 410, 445 頁)
- [内容]
- (1)13 未満の少年→完全に刑事無答責とする。また、是非弁別能力の審問も廃止。  
(→1945.2.2 完全廃止)
  - (2)少年裁判所 (tribunal pour enfants) の制度の導入→18 歳未満の少年は、少なくとも軽罪に関しては、専門裁判所の管轄下に。
  - (3)保護観察 (監督付自由 *liberté surveillée*) を導入
  - 本法以後、少年犯罪者に関するフランスの立法は、次の 3 つのカテゴリーで再出発した。これは後のオルドナンスでも維持された (→1945.2.2)。
  - なお、年齢は行為の時を標準とする (判例)。(森下・新展開 145 頁)
    - (a)13 歳未満の者……どんな刑罰の対象ともなりえない。若干の再教育処分の対象となりうるだけ。
    - (b)13 歳以上 16 未満の者……再教育処分が原則。
    - (c)16 歳以上 18 未満の者……原則として(b)と同じ。
1919. 4. 28 司法組織、司法官の俸給・採用・昇進に関する法律 (一部訳=司法資料 129)
- 始審裁判所の絶対数は減らさず、裁判官の定員を減少することによって、第一次大戦後の財政危機に対処しようとした法律 (江藤・改革 422 頁, 澤田 232 頁)。
  - しかし、治安判事による職務代行、弁護士・代訴士による裁判官職務の例外的行使等も効果なく、訴訟遅延が生じた。(同上) (なお、この頃の裁判所組織につき司法資料 114)
1920. 6. 20 弁護士職の称号使用と業務行使とを結びつけるデクレ (小山・309 頁)
- 従来は両者が区別されていたため、実際には職を営まず、称号のみ保持することが可能だった→弁護士会に登録を許可されない人も称号を使用するなどの弊害が生じたため本法が制定され、以後称号の使用は制限されるようになった。(cf. 1971.12.31)
1921. 3. 22 法律 (澤登等・フ刑訴 52 頁) (→1931.7.2)
- 私訴原告人の地位を強化。判例も同じ傾向。
- 1924 年 国際刑法学会の創立
1926. 1. 1 治安判事の権限に関する法律 (一部訳=司法資料 129)
- 以前の法律を改正するもの。(←1905.7.12, →1958.12.22)
9. 3 デクレ・ロワ (←1919.4.28) (江藤・改革 422 頁)

- 12.17 海運規律・刑事法典 (Code disciplinaire et pénal de la marine marchande) (山口・概説 344 頁)
  - ・ 財政危機から、初審裁判所を県ごとに (従来は arrondissement ごと) 一つ置くことにした。
  - ・ 海事裁判所 (Tribunaux maritimes commerciaux) に関する規定。同裁判所は、海事に関する船員の軽罪・違警罪につき管轄権をもつ。
- 1927. 3.10 犯罪者引渡手続の一般規制を定めた法律 (澤登等・フ刑訴 52 頁)
  - ・ 外国から引渡しを要求された人の自由保護のため [個人の自由の保護]
- 1930.12.23 司法省内にマッテ委員会設置 (→前稿 60 頁, 岩井(6) 93 頁) (→1938.6.17)
  - ・ 刑法, 刑事訴訟法の全面的改正を目的とする→まず刑法改正作業開始
- 1931. 7. 2 私訴原告人の地位を弱める法律 (澤登等・フ刑訴 52 頁)
  - ・ 従来, 私訴原告人の行動に行き過ぎがあったため。判例も同。
- 1932年春 マッテ委員会, 総則草案 (143 条) 発表 (→前稿 60 頁)
  - 3. 5 法律 (澤登等・フ刑訴 52, 262 頁, 鈴木・陪審 10 頁)
    - ・ 従来事実認定権限しかなかった陪審に, 裁判官と共同して宣告すべき刑についても協議し判定する権限を与えた [陪審の権限拡大] (→1938.6.17)
    - ・ もっとも実際には, 3 人の裁判官と 12 人の陪審員との合計 15 人の合議は, 人数が多すぎて運営困難だった。(森下・陪審上 87 頁) (→1941.11.25)
    - ・ 19 世紀の刑事法を支配していた自由主義思想の現れ (森下・陪審上 87 頁)
- 1933. 2. 7 法律 [個人の自由の保護] (前稿 86 頁) (その反動→1935.3.25)
  - ・ 判決前の全拘禁措置と捜索・押収とを大幅に制限。
  - ・ 刑事手続上違法行為を犯した官憲に対する制裁をより効果的なものにした。
  - ・ 重罪起訴部における手続の当事者主義化 (岩井(3) 86 頁)。
- 1934. 3.28 司法予算大幅削減のため, 初審裁判所の 4 度目の改正 (←1926.9.3) (→1953.10.16)
 

(江藤・改革 423 頁)

## 〔II. 個人の自由の制限の時代: 1935~1945〕 (←1870.9.4)

- ・ 全体主義の台頭とそれによる国際緊張→自由主義の退潮 (ヴィシー政権で頂点に)
- ・ 個人の自由保障の縮減。刑事手続はある程度糺問手続的性格を帯びた (前稿 86 頁)
  - ①個人の自由保護の縮減 (→1935.3.25, 1939.11.18)
  - ②陪審の役割の変化 (1941.11.25)
  - ③上訴等の制限 (→1936.8.8)

- 1935. 3.25 個人の自由の保障を縮減する法律 (澤登等・フ刑訴 53 頁)
  - ・ 1933 年法が与えた諸保障は眼に見えて縮減された→未決勾留の制限の緩和, 保釈の条件の厳格化 (岩井(3) 86 頁)。
- 8. 8 デクレ・ロワ (澤登等・フ刑訴 53 頁)
  - ・ 常習犯が訴訟を引き伸ばすという口実で, 上訴または破棄申立は本案判決までは先行裁判に対してなしえぬ (保釈は除く) とした。
  - ・ 故障の申立の門戸も狭めた。
- 1938. 6.17 マッテ委員会, 刑事手続に関する改正案を議会に提出→戦争のため中止 (→1944.11.17)
 

(吉川・法典 1 頁, 岩井(6) 94 頁)

  - ・ 事実と法の分離, 陪審と裁判所の分離に代え, 本草案は, 協同の原則, すなわち事実と法の適用とについて裁判官と陪審員とが共同に審議する制度 (=参審制) を採用していた。

(森下・陪審上 87 頁) (→1941.11.25)

## フランス刑事司法の歴史 (上野芳久)

- 同日 デクレ・ロワ (山口・概説 347 頁)
- ・20 世紀に入って, 上告事件の増大に伴い, 破棄院の改革が数次にわたって行われた。その手初めが本法。(→1947.7.22)
  - ・社会部 (Chambre spéciale) が新設され, 労働事件等一定の事件について審理部 (←1790.11.27) の役割を兼ねて裁判することになった。
- 1939.9 月 英仏, 対独宣戦 (第二次大戦始まる)
- 7.29 海運規律・刑事法典の一部改正 (→1956.11.26) (山口・概説上 345 頁)
1940. 7月 **ヴィシー政府 (Régime de Vichy)** (~1944 年)
1941. 6.28 三つの植民地に参審制を採用する法律 (→11.25) (森下・陪審上 88 頁)
- ・1880 年から陪審制を採用していたガドループ, マルティニク, レユニオンの植民地について, 参審制を導入した。
  - ・フランス本国では参審制を採用することは困難だった。なぜなら, 陪審の独立性をすててその権限を制限することは, 大革命によって得たものに手をふれるものであったから。
- 11.25 acte dit loi (→1945.4.20, 1932.3.5) (鈴木・陪審 10 頁, 前稿 87 頁)
- ・6 月 28 日法に若干の修正を施しフランス本国にまで参審制を拡大した法律。  
(森下・陪審上 88 頁)
  - ・陪審員は 12 名から 6 名に減じられた (澤登等・フ刑訴 53 頁)。
- [重罪院における結審後手続の変化] (森下・陪審上 88 頁)
- [従来]=①陪審の秘密の評議と投票, ②表決の発表および裁判所による統制権の行使, ③刑の適用に関する裁判所と陪審との評議, という三つの段階を経た。
  - [本法]=①罪責 (culpabilité) に関する裁判所と陪審との評議, ②刑の適用についての両者による評議, という二つの段階だけになった (つまり, ①の段階で, 事実について裁判所と陪審は評議し, 投票によって裁判長の設問に答えるわけで, 従来の②の段階は消滅した)。
  - ・裁判官が陪審員と並んで評決に加わることになった (←1938.6.17)。本法によって, フランスの陪審 (jury) 制は参審 (echivinage) 制へと移行したといえる。但しフランスでは一般に陪審の語が使用される (森下・同上)。
1942. 7.12 少年観察センターを設置する法律 (→1945.2.2) (澤登等・フ犯罪 410 頁)
- ・以後, 少年裁判所 (控訴院判事によって監督される地方裁判所) は, 観察センターの援助を受けるべきものとなった。
  - ・しかしこの野心的な法律は, 戦争のため施行直前に廃止された。
1944. 8. 9 「共和国立法の回復に関するオルドナンス」(森下・略史 4 頁)
- (1)1940.6.1 以降のヴィシー政府の政治的諸法令は, 遡及的に無効 (2①)
  - (2)以前の政治的立法を除いて, 第三共和国の法律の存続 (1条)
9. 9 **臨時政府 (Gouvernement provisoire)** (首班ド・ゴール将軍)
- ・ヴィシー政府の立法中, 極端なものを廃止しただけ。
  - ・逆に, 対独協力と戦争重罪との処罰のため, 臨時の例外的制度が置かれた。
  - ・対独協力者の処罰は, 正義法院 (Cours de justice) と国民法廷 (Chambres civiles) とにおいて行われ, 陪審員はレジスタンスから選出された。(澤登等・フ刑訴 53 頁)
- 11.17 刑事手続改正のための委員会が組織された (吉川・法典 1 頁, 岩井(6) 94 頁)
- ・パリ大学教授ドヌデュー・ド・ヴァーブルが主宰 (→1949 年)

## 第四部 第二次大戦後

1945. 2. 2	<p><b>新少年法</b> (オールドナンス) (→1951.5.24, 1958.12.22) (訳=森下・資料) (前稿 88 頁, 高内・例外裁判機関 62 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年者に対する裁判組織は 20 世紀初頭以来改革が進められていたが, 本オールドナンスによって完成をみた。</li> <li>・その要は「パターンナ司法官」と称される少年係判事 (juge des enfants)。同判事は, 18 才未満者の軽罪および第 5 級違警罪について, 自ら予審を進め, 一定の処分を言い渡すことができる。</li> <li>・施設収容等の処分が必要な場合は, 少年係判事と非司法官 2 名の陪席よりなる <b>少年裁判所</b> (tribunal pour enfants) が審判する (→前稿 88 頁)。</li> <li>・少年裁判機関における手続は極めて保護的。①未決拘禁への重大な制限, ②少年の人格と家族のプライバシー保護のための非公開性, ③予審・審判での弁護人立会い義務。</li> <li>・軽罪, 第 5 級違警罪→必要的予審 (澤登・フ刑訴 234 頁)</li> <li>・重罪事件の予審が少年専門の裁判官に委ねられていない点に批判がある (→1977 年)。</li> </ul> <p>4.20 acte dit loi (1941.11.25) の改革を維持するオールドナンス (→1958.12.23)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・但し, 陪審の数は 6 名から 7 名になり (その理由については 森下・陪審上 89 頁参照), 重罪の軽罪化も頻繁に行われた。(前稿 88 頁)</li> </ul> <p>5月 改革委員会, 14 の行刑改革プログラム公表 (前稿 88 頁)</p>
1946.10.13	<p><b>第四共和政 (IVe République)</b> (国民投票で第四共和制憲法案を支持) (→11 月ビドー内閣)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦後の日本のように敗戦による国家体制の変革という過程がなかったフランスでは, 第三共和政と第四共和政との間に司法制度の変化がみられない (=連続性がある) (→1958.10.5)。 (江藤・改革 417 頁)</li> </ul>
1947. 7.22	<p><b>法律</b> (山口・概説 347 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破棄院の審理部と社会部を廃止し, 新たに 3 つの民事部を設置し, 破棄院は, 3 民事部と 1 刑事部の構成となった。</li> <li>・なお, 3 民事部間の判決の不統一を避けるため, 単独部と連合部の中間に, 民事大法廷を設置したが, その後も上告が増加したため, 1952 年に第 4 の民事部が増設された。(→1967.7.3)</li> </ul>
1948. 8.25	<p><b>少年に関する法律</b> (森下・新展開 157 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・違警罪裁判所は, 少年の利益のために監督処分が有用だと思料するときは, 判決後, 裁判記録を少年係判事に送付できることになった。</li> <li>・この場合, 少年係刑事は, 少年を保護観察に付することができる。</li> </ul>
1949年	<p><b>刑事手続改革の新提案</b> (議長ドンヌデュ・ドゥ・ヴァーブル) (←1944.11.17) (→1953.5.20) (澤登等・フ刑訴 54 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「解放」後, 1938 年草案の校訂が本委員会に付託されていた。</li> <li>・しかし, 社会利益には好意的だが個人の自由の予期せぬ後退の印象を与え関係者の大部分から烈しい批判を受けた。</li> </ul> <p>[内容] (澤登等・フ刑訴 54 頁) (詳細な検討は, 岩井(6) 94 頁以下)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共和国検事に, 訴追と予審の権限を集中させる。</li> <li>・時効の開始点を犯罪発覚時にまで遅らせる。</li> <li>・弁護人の援助 (=立合) を本案に対する最初の尋問の時からにする。</li> </ul>



## フランス刑事司法の歴史 (上野芳久)

1951. 5.24	少年法大改正 (澤登等・フ犯罪 411 頁, 森下・改正 123 頁) (→1958.12.23) <ul style="list-style-type: none"> <li>少年重罪法院 (Cours d'assises des mineurs) の創設。</li> <li>重罪を犯した 16 歳以上 18 未満の少年          上記少年の共同正犯者, 共犯者で 18 歳以上の者          の裁判を管轄。</li> </ul>
1953. 5.20	刑事立法研究委員会の設置 (→1955.7.5) (前稿 90 頁) <ul style="list-style-type: none"> <li>刑事訴訟法の改正作業に着手。</li> </ul>
9.22	陸軍軍事裁判所, 海軍軍事裁判所を廃止するデクレ (→1965.7.8) (澤登等・フ刑訴の原書 357 頁)
10.16	始審裁判所に対する五度目の改革をするデクレ (江藤・改革 424 頁) <ul style="list-style-type: none"> <li>司法官の待遇改善も意図するもの。(→1958.12.22)</li> </ul>
1954年春	アンセル『新社会防衛論』初版 (澤登・法セミ 84 頁) (→1966 年) 1954.11 月 アルジェリア内戦 (~1962.3)
1955. 7. 5	公訴及び予審に関する部分の改正草案 (→12.27 国民議会通過) (→1957.12.31) (吉川・法典 1 頁)
1956. 8. 4	法 (←1791.9.21) (石川 31 頁) <ul style="list-style-type: none"> <li>1957 年 9 月 15 日から第一次席検事 1 名および次席検事 16 名に増員する</li> <li>これまでも, 次席検事の数, 2 名 (1791 年)→6 名 (1800 年)→10 名 (1947 年)→12 名 (1952 年) というふうに, 増員されてきていた。</li> </ul>
11.26	海事裁判所に関するデクレ (←1926.12.17) (山口・概説上 344 頁) <ul style="list-style-type: none"> <li>本裁判所は, 全国 17 の主要な港に設置される。</li> </ul>
1957.12.31	「刑事訴訟法典の第一部」の公布 (法律 1426 号) (吉川・法典 1 頁) <ul style="list-style-type: none"> <li>公訴及び予審に関する部分の改正草案 (←1955.7.5) が, 刑事訴訟法典の第一部として公布された。</li> <li>刑訴法は, これと, (これにより廃止されることとなった部分を除く) 治罪法典の二本立ての形になった。</li> <li>1958 年 4 月から施行される予定だった。(→1958.4.3)</li> </ul>
1958. 4. 3	「刑事訴訟法典の第一部」の施行期日を 12 月 31 日まで延期する法律 (→12.23) (吉川・法典 1 頁)
9.28	国民投票で, 憲法改正案 (=ド・ゴール憲法) が圧倒的に支持された
10. 5	<b>第五共和政 (Ve République)</b> (=第五共和国憲法公布) <ul style="list-style-type: none"> <li>第五共和政の成立とともに, 司法組織, 民訴手続, 法律家階層を含め, 司法制度全体に質的とも表現しうる改革が加えられた (←1946.10.13)。(江藤・改革 417 頁)</li> </ul>
12.22	<b>司法組織を改革する法</b> (オールドナンス第 1273 号, デクレ 1281, 1284 号) (江藤・改革 437 頁, 吉川・法典 2 頁, 中川・司法組織 48 頁, 前々稿 63 頁) [本改革の位置づけ] (中川・司法組織 47 頁) <ul style="list-style-type: none"> <li>ド・ゴールの強力な指導力の下に行政権優位の司法改革が実施された。</li> <li>本改革は, 訴訟の迅速化・簡易化を目指して, 控訴の集中, 司法官の地位の改善, 司法職 (弁護士・代訴士等) の統合等, フランス革命を経て確立された司法制度 (←1810.4.20) を質的に変換する大変革であった。</li> <li>全面的改正だったが, 裁判所の組織に関する規定がすべて織り込まれているわけではなく, 革命当時に制定された法も現に効力を有している。</li> </ul>

## 相模工業大学紀要 第 23 卷 第 2 号

〔裁判所〕(山口・概説上 294 頁, 石川 13 頁, 中川・司法組織 47 頁)

- ・従来民事裁判所として設置されていた特別裁判所を大幅に整理。しかしなお残された裁判所の管轄事項が不明確。
- ・従来の治安裁判所 (justice de paix) に代え→小審裁判所 (tribunal d'instance) を, 始審裁判所に代え→大審裁判所 (tribunal de gran deinstance) を設置。前者は, 少額の通常民事事件と刑事の違警罪事件の第一審裁判所。後者は, 民事事件と軽罪事件の第一審裁判所。但しパリ, リヨン, マルセイユには, 刑事事件だけを管轄する小審裁判所 (= 違警罪裁判所) が別に設置されている。(鈴木=田中館(5) 57 頁)

〔治安判事の廃止〕(稲本・治安判事(1) 1 頁)

- ・本オールドナンスの施行日 (1959.3.2) 以降, フランスには治安判事は存在しないことになる。  
(稲本・治安判事(1) 1 頁)
- ・治安判事の廃止による実質的变化は次の二点。
  - ①設置数・単位の変更→従来, 数市町村規模のカントンごとに設けられていた 2918 の治安判事は, かつての民事裁判所の設置単位だったアロンディスマンのレベルで統合されて 454 の小審裁判所に置き換えられた。
  - ②身分的一体性の確立→従来, 治安判事は通常裁判所の司法官 (magistrat) とは別の集団 (市民的, 非権威的) を形成してきたが, 以後は司法官職 (magistrature) に包摂されることになった。
- ・<Mon juge n'est plus la> という感慨は, 治安判事という言葉への愛着と, 本制度が 170 年間果たしてきた社会的役割についてのこの国民固有の評価を端的に示している (稲本・同上 2 頁)。
- ・治安判事はフランス革命の所産であるが, 全革命期を通じ, またナポレオンの支配下でも, 復古王政下でも, 存在を一度も否定されることがない。その意味で市民革命の諸成果中ではむしろ例外的な存在だった (同 2 頁)。

〔裁判官〕(小山・裁判官(1)~)

- ・本改革は, キャリア裁判官の制度を維持しつつ, その有資格者の質に若干の変化を生ぜしめたといえよう (小山・裁判官 (4・完) 40 頁)。

〔控訴院〕(石川 42 頁, 山口・概説上 305 頁, 江藤・改革 444 頁)

- ・従来, 控訴審管轄は種々であった (控訴院のほか, 始審裁判所, 特別な控訴裁判所に管轄権があった) が, 本法により, すべて控訴審は控訴院の管轄となった (控訴審の統一の実現)。

同日

少年裁判所の構成に関するオールドナンス (第 1274 号) (訳=森下・資料)

(森下・新展開 160 頁, 山口・概説 337 頁, 澤登等・フ犯罪 415 頁)

〔少年裁判所〕

- ・裁判長たる少年係判事と 2 人の陪席判事 (assesseur) とで構成される。
- ・陪席判事は, 司法大臣により, 4 年の任期で, 30 歳以上の国籍を持つ者から選ばれる (= 非職業裁判官)。

〔控訴院特別部 (chambre spéciale de la cour d'appel)〕

- ・少年裁判所の控訴審裁判所。3 人の司法官たる裁判官で構成される。
- ・非職業裁判官が構成員でないため, 少年裁判所でそれを構成員とした意義がうすれる, との批判がある。(森下・新展開 163 頁)

12.23

刑事訴訟法 (全面改正) の公布 (オールドナンス 1296 号) (→1959.3.2 施行)

(←1808.11.17) (前々稿 63 頁, 前稿 91 頁)

- ・本改正の主目的は, 訴訟手続より, むしろ司法制度全体の改革 (岩井(6) 99 頁)。

〔旧法との比較〕(吉川・法典 2~3 頁)

## フランス刑事司法の歴史 (上野芳久)

同日	<p>①公訴権の行使と予審……最も著しい修正があった箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検察官と予審判事との権限をはっきりと区分し、その相互の指揮関係を排除して、予審判事の独立性を強化した。検察官にも若干の新権限を付した。</li> <li>・未決勾留、保釈に関する規定を改正し、従来明確な法律上の根拠もなしに事実上行われていた司法警察官による仮留置について新規定を設けた。</li> <li>・予審・公判における鑑定につき詳細な規定を設けた。</li> <li>・新たに控訴院重罪公訴部に司法警察官に対する懲戒権を付与した。</li> </ul> <p>②判決裁判所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規定の配列順が、従来と逆に、重罪事件、軽罪事件、違警罪事件に。</li> <li>・重罪事件についての陪審員の数を7名から9名に。</li> <li>・違警罪裁判所の事物管轄が著しく拡大 (=軽罪裁判所のそれが縮小)。</li> </ul> <p>③特別救済方法……重要な修正なし</p> <p>④特別訴訟手続</p> <p>⑤執行手続 (前稿 92 頁)</p> <p>[精神] (前稿 92 頁)</p> <p>[予審について] (前稿 93 頁)</p> <p>[検察官] (略) (役割, 性格などにつき新倉・検察 286 頁)</p> <p>危険な青少年の保護に関するオルドナンス (第 1301 号) (1959.10.1 施行) (前稿 93 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少年係判事は、危険な青少年についても管轄権を有するにいたった=不応または道徳的に危険な少年に対し、民事処分である教育処分・收容処分を命じる権限を付与された。</li> </ul> <p>(澤登等・フ犯罪 411~2 頁)</p>
1959. 1. 7	<p>要保護少年の社会的保護に関するデクレ (100 号) (森下・新展開 185 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本デクレにより、1935 年 10 月 30 日デクレ・ロワの廃止→普通法の適用→検察官は、21 歳未満の浮浪者については刑事制裁と民法上の保護とのどちらかを選ぶことができるようになった。</li> </ul> <p>(森下・危険少年 296 頁)</p>
1. 8	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ド・ゴール</span> 大統領に就任</p>
2.23	<p>刑の言渡しをうけた者を保護観察に付する判決は、職業禁止を課することができる (デクレ 318 号)</p> <p>(→1962.3.10) (森下・新展開 234~ 頁)</p>
3. 2	<p>新刑事訴訟法の施行 (吉川・法典 1 頁)</p>
1960. 6. 4	<p>オルドナンス 60-529 号 (→前稿 64 頁)</p> <p>(1)自由刑の種類・期間の大幅な変更</p> <p>(2)国家の安全に対する罪の罰則強化</p>
1962.7.3 アルジェリア独立宣言発表	
1963. 1.15	<p>国家安全法院 (Cour de sûreté de l'État) を設置する法律</p> <p>(高内・例外裁判機関 63 頁, 澤登・フ刑訴 272 頁, 山口・概説 340 頁, 上村 1 頁, 前々稿 64 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家素行行為に対処するために創設された (軍事裁判所では不十分) (設立の経緯については上村 4 頁以下)。</li> <li>・平時における国家公安事件を (戦時の場合は軍事裁判所の管轄) 専属的に管轄する裁判所 (従来は、国家の対外的安全への侵害は軍事裁判所の、対内的安全への侵害は重罪法院・軽罪裁判所の管轄とされていた)。</li> </ul>

## 相模工業大学紀要 第 23 卷 第 2 号

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続は大筋において普通法の準則に従っている。</li> </ul> <p>〔問題点 (ジャンディディエの指摘)〕 (高内・同上 63 頁)</p> <p>①弾劾の手続が行政権と司法権の混在であった。訴追は普通法上の検察官が担当するが、予審を開始する場合、司法大臣の命令に従わなければならない。予審判事によって嫌疑が確認されると政府の決定に従って判決手続きへ移送される。</p> <p>②予審前の身柄拘束であるガルダ・ヴェの期間が長く (通常 6 日, 緊急時 12 日), ヨーロッパ人権協約に反する疑問があった。(→1981.8.4 廃止)</p>
1965. 7. 8	<p>新たな軍事裁判法典 (Code de justice militaire) (法 542) (→12.23, 1982.7.21)</p> <p>(山口・概説 343 頁, 澤登等・フ刑訴 271 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軍事裁判機関の再編。アルジェリア事件の際に設置された各種の軍事裁判所はすべて, 本法典の施行とともに廃止された。</li> <li>・常設軍事裁判所 (Tribunaux permanents des forces armées) (→12.23), 特別軍事法廷 (Tribunaux militaires aux armées) を設置。(→1982.7.21) (→後掲表)</li> </ul>
12.19	<p>ド・ゴール 大統領に再選される。</p>
12.23	<p>常設軍事裁判所の所在地・管轄地域等に関するデクレ (1966.8.17 デクレで改正) (→1982.7.21)</p> <p>(山口・概説 344 頁, 本裁判所に関する一般的説明=前々稿 65 頁)</p>
1966年秋	<p>アンセル『新社会防衛論』二版 (森下・第二版 80 頁) (→1981 年)</p>
1967. 2.20	<p>組織法律 (山口・概説 347 頁) (→7.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破棄院に, 調査裁判官制度 (conseillers référendaires) の創設</li> <li>・調査裁判官は, 日本の最高裁調査官にほぼ相応する (森下・破棄院 37 頁)。</li> </ul>
7. 3	<p>法律 (←1947.7.22) (山口・概説 347, 349, 351 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破棄院は, 第 5 の民事部を設けるとともに, 招集が容易でなかった連合部に代えて「大法廷」(Assemblée plénière) を, また民事部大法廷に代えてより簡素な「合同部」(Chambres mixtes) を設けた。→5 民事部 (そのうち第 4 は商事部, 第 5 は社会部), 1 刑事部に。</li> <li>・これまでの破棄院の改革は, 運営, 上告手続などの技術的側面からの改善にとどまり, 法原則の解釈の統一をはかることを役割とした法律審としての伝統的性格は変えられずに維持されている。</li> </ul>
12.22	<p>デクレ 1208 号 (森下・破棄院 37 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破棄院は, その活動についての報告書を司法大臣に提出すべきことになった (同報告書は, 毎年, 政府刊行物として刊行されている)。</li> </ul>
1969. 4月	<p>国民投票 (上院改組, 地方制度の改革)→ド・ゴール敗北→大統領辞任</p>
6.15	<p>ポンピドゥー (UDR=共和制民主連合) 大統領に当選。</p>
1970. 6. 8	<p>新しい形態の犯罪の処罰に関する法 (フランスの破防法) (→前稿 65 頁)</p>
7.17	<p>市民の個人的権利の保障の強化に関する法 (前々稿 66 頁, 前稿 94 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・14 のプログラムの現実化のあらわれ。(←1945.5) (恒光・動向 32 頁)</li> <li>・新刑訴法典の施行以後, 改正はほぼ全般にわたるが, とりわけ第五部「執行手続」における刑事政策的規定の改正が顕著。本法律は最初の主要な改正法 (→1972.1.3, 1972.12.29, 1975.7.11, 1975.8.6, 1977.1.3)。</li> </ul>
12.31	<p>麻酔剤使用に関し公衆衛生法典を改正する法律 (澤登等・フ刑訴 57 頁)</p>

## フランス刑事司法の歴史 (上野芳久)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>刑罰に変えてまたはその補充としてなされる医療措置に関する手続制度を組織するための検察官・予審裁判所・判決裁判所の権限の改正。</li> </ul>
1971. 9.21	<p>クレールヴォ刑務所で受刑者が人質を殺害 (→前々稿 67 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>72 年法の立法の契機となった (→1972.12.29) (→1974 年)</li> </ul>
12.31	<p><b>司法上及び法律上のある専門職の改革に関する法律</b></p> <p>(河原・弁護士 119 頁, 江藤・改革 492 頁, 訳=制度資料 35) (→1972.9.16)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>極めて多様なフランスの法律家を統合・改革しようとする法律。広範な法律家を対象とはするが、全ての法律家を対象としたものではない。</li> </ul> <p>[弁護士制度の改革] (詳細は, 河原・弁護士 147 頁以下)</p> <p>(1)新弁護士職の創設 (弁護士 <i>avocat</i>, 代訴士 <i>avoué</i>, 商事弁護人 <i>agréé</i> を統合)……従来から懸案であった弁護士・代訴士の区別 (二元主義) (→小山・弁護士 305 頁, 比較法 226 頁) を廃止し, 併せてアグレも統合した (同 141 頁)。</p> <p>(2)法律助言士 (<i>conseil juridique</i>) の称号の使用に関する規制……これは 19 世紀に自然発生的に生じた法律家で, 法律資料提供, 法律相談, 文書作成等を行う (同 121 頁)。従来放任されていたが, 公衆保護の要請により, この称号を用いる者に厳しい規制が施された。しかし独占的権限は認められなかった。(同 143 頁)</p> <p>(3)新弁護士と法律助言士の統合には到らなかったが, それを展望する改革ではあった。(同 195 頁)</p>
1972. 1. 2	<p>違警罪に関する略式命令 (<i>ordonnance pénale</i>) の手続と, 反則金 (<i>amende forfaitaire</i>) の使用とを, 制度化する法律 (吉川・法典 4 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>裁判の促進, 軽微事件の迅速処理を狙ったもの (→12.29)</li> </ul> <p>(澤登等・フ刑訴 56 頁, 澤登・検察官 86 頁)</p>
9.16	司法上及び法律上のある専門職の改革に関する法律の施行 (江藤・改革 492)
12.29	<p>刑事手続, 刑罰及びその執行に関する改正法 (法律 1226 号)</p> <p>(訳→藤田・法律(2), 前々稿 67 頁, 澤登・フ刑訴 250 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>軽罪裁判所で一定の事件につき単独裁判官が判決することを認め, かつ救済方法の利用を制限した。[裁判の促進] (澤登等・フ刑訴 56 頁)</li> <li>訴訟遅延の明確な減少, 上訴率の低下という成果を得た→政府は, 単独審制度を一般化する法案を提出 (→1975.8.6) (澤登等・同 251 頁)</li> </ul>
1974年	刑務所暴動が頻発 (新倉・八三総則 124 頁)
3. 3	<p>「人権と基本的自由との保障に関するヨーロッパ協定」を公布するデクレ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内法に優先する (1958 年 10 月 4 日の憲法 55 条)→刑事手続に関するものは, フランスの刑事裁判所に対して拘束力をもつ。(澤登等・フ刑訴 58 頁)</li> </ul> <p>4 月 ポンピドゥ大統領急死→5 月選挙。</p>
5月	<p>ジスカール・デスタン (独立共和派) 大統領に (ミッテランを破る) (前稿 95 頁)</p>
11. 8	司法省に刑法改正委員会設置 (デクレ 941 号) (新倉・確定稿 100 頁)
1975. 2.18	<p>「若年の成人のための司法的保護方法を定める」オルドナンス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>親権を解除された未成年者, および 21 歳未満者に対しても, 保護措置をとる権限を少年係判事に与えた。(中村・法制 61 頁)</li> </ul>
2.27	刑法改正委員会設置のデクレ (→3 月作業開始) (森下・草案 (総則) 101 頁)

## 相模工業大学紀要 第 23 卷 第 2 号

6.18	デクレ (澤登等・フ犯罪 412 頁) (→7.11) <ul style="list-style-type: none"> <li>・18 歳から 21 歳までの若年成人の司法的保護を定めた。(←1974.7.5)</li> </ul>
7.11	法律第 624 号 (前稿 96 頁) <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として刑法に関する改正法。刑訴法の領域では、刑の免除、宣告猶予制度の導入、刑の執行猶予制度の改革 (吉川・法典 4 頁, 前稿 68 頁)</li> <li>・刑のより良き個別化を達成するための検察官・予審裁判所・判決裁判所の権限の改正。 (澤登等・フ刑訴 57 頁)</li> <li>・少年裁判所・少年重罪院→犯罪を犯した歳未満の少年に対し、5 年を超えない期間、司法的保護 (protection judiciaire) の言渡可となった。</li> </ul>
8.6	法律第 701 号 (前稿 96 頁, 澤登・フ刑訴 251 頁) <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽罪裁判所の単独審制 (←1972.1.3) を一般化し、かつ 3 名か単独かの判断を裁判所所長の自由裁量としようとする法案は、6 月採択された。→しかし、憲法院は平等原則の尊重を理由に違憲と判断 (7.23)→本法は、その規定を削除したが、一定事件の単独審制規定は廃止しなかった。</li> <li>・未決勾留期間の制限、現行犯手続の改正等のほか、「経済および財政に関する犯罪の訴追、審理及び判決」に関する特例を定めた第 13 編を追加した。(吉川・法典 4 頁) (澤登等・フ刑訴 57 頁)</li> </ul>
1976. 3.23	暴力に関する研究委員会を設置するデクレ (→前々稿 68 頁)
7月	刑法総則草案 (未定稿) の発表 (全訳=新倉・未定稿 98 頁) (→前稿 68 頁)
7.30	ソワイエ教授、フィガロ紙上で新社会防衛論を批判 (→前稿 69 頁) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペルフィット共感→刑事司法改革案をソワイエに依頼→ドゥコックと協力して作った改革案は「安全と自由」法の原型に。(→1981.2.2)</li> </ul>
1977年	少年法改正に関する第一委員会 (コスタ主宰), 「非行少年および危険な状態にある少年の授助に関する法律案」をまとめる (→1983 年) (高内・例外裁判機関 62 頁) <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体として穏健な改革案だが、予審段階における少年係裁判 (法案では青少年係判事) の優越的地位を認める点で注目される (←1945.2.2)</li> </ul>
1. 3	犯罪被害者の補償制度の設置 (法 5 号) (→1981.2.2) (→前々稿 69 頁)
4月	ペルフィット →司法大臣に (~81.5) (→前々稿 69 頁) 〔基本構想〕 (1) 刑事手続の迅速化→予審手続改革による (2) 暴力犯罪に対する処罰強化 (→1986.7.2②) <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安期間 (période de sûreté) 制度を設置 (→1978.11.22)</li> </ul> (3) 非暴力犯罪に対する自由刑回避 (4) 被害者保護の強化 (5) 刑務所の再編成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1), (2), (4) →1978 年 11 月 22 日法, 1981 年 2 月 2 日法で実現。</li> </ul>
1978. 4月	刑法総則草案 (確定稿) (211 条) (→6 月答申) (前々稿 70 頁)
3.16	司法組織法典 (デクレ 329, 330 号) (条文訳=中川・司法組織 47 頁) <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的=司法裁判所に関する法令及び諸法典 (民法, 商法, 民訴, 刑訴, 労働法等) 中の裁判所関係規定を、検索・引用上の便宜から体系化すること</li> <li>・既存法令の条文の表現を整理し、或いは原文のまま引用して、法典化したもの。しかし、単一の法典としては未完成のもの。</li> </ul>

## フランス刑事司法の歴史 (上野芳久)

7.28	警察組織と裁判組織の機能を現代社会の状況により良く適合させようとする法律 (澤登等・フ刑訴 57 頁)
11.22	保安期間を設置し、刑罰適用判事の権限を縮小する法律 (→前々稿 71 頁) ・刑の個別化, 刑罰執行の司法化の流れを押し止めるもの。(→1981.2.2)
1979. 1. 3	破棄院の組織を改良する法律 (9 号) (北村・相貌 2 頁) ・本年の改革 (→11.7 も含む) は, 71 年以來の民訴法典改革の延長線上にある。また破棄院の負担過剰の状況を背景とする。 〔内容〕 (1)合同部 (chambre mixte) の構成・管轄の変更 (2)大法廷 (assemblée plénière) の管轄の変更 (特に, 最初の申立時からすでに大法廷を開催する権能の承認) (3)大法廷にのみ与えられていた自判権能の一般化 (4)棄却権限のみを持つ部内小合議体の創設 (実務的に最も重要な改革) (→1981.8.6)
11. 7	民事の破棄申立手続に関する法令を統合するデクレ (北村・相貌 3 頁) ・破棄院手続をはじめて法典化したもの 〔諸規定の補充〕 (1)破棄申立の定義・開始・効果に関する規定 (2)破棄院に固有の手続, 破棄後の移送審裁判所の手続に関する規定
1980. 7月	刑法各則草案 (人に対する罪・財産に対する罪のみ) (前々稿 72 頁)
12.19	「安全と自由」法案, 国会通過 (→1981.1.20) (前稿 97 頁)
1981年	アンセル『新社会防衛論』三版
1981. 1.20	憲法院, 「安全と自由」法の一部 (66, 92, 93 条, 100 条②項) につき違憲判断 (→2.2) (森下・自由法 106 頁, 恒光・動向 59 頁)
2. 2	「安全と自由」法公布 (2.3 施行) (→5.10) (前稿 97 頁) ・①身体・財産の安全の侵害に関する刑法規定, ②刑事手続規定 (手続の迅速化), ③被害者の保護, の3部からなる。
5.10	ミッテラン (社会党党首), 大統領に当選, 国民議会選挙でも社会党が単独過半数獲得 ・「安全と自由」法の廃止を公約の一に掲げた。(恒光・動向 64 頁)
6.23	リベラル派 バダンテール →司法大臣に (~86.2) (→前稿 72 頁)
8. 4	国家安全法院の廃止 (法 81-737 号) (←1963 設立) (恒光・動向 80 頁) ・ミッテラン政権発足以後, 軍事司法も漸次普通法への接近を余儀なくされた。その最初のステップが本廃止 (→1982.7.21)。(高内・例外裁判機関 63 頁)
8. 6	法律 759 号 (北村・相貌 3, 32 頁) ・縮減構成体 (formation restreinte) (=79 年, 乱用的な破棄申立を簡略な審査で棄却するために, 各部に設けられた判事3名からなる小合議体。←1979.1.3) は, それまでの棄却権限に加え, 破棄権限も与えられた。 ・これは二重審査制から二元審査制への明確な転換を印象づける (同 33 頁)
10. 9	死刑廃止法 (法 81-908 号) (→前稿 73 頁)
10.22	司法省に, 新政権発足に伴う新たな刑法改正委員会設置 (→前稿 73 頁)

12.23	反破壊者法の廃止 (法 81-1134 号) (→前稿 73 頁)
1982. 7.21	<p>軍事裁判法の改正 (法 82-621 号) (→後掲表) (高内・例外裁判機関 63 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平和時の常設軍備裁判所の廃止 (恒光・動向 80 頁)</li> <li>・この改正については、軍事司法を普通法の中に取り込もうとしながら、著しい例外を承認することによって、かつて例外裁判所が有していた利点すらも失わせている、という批判がある。</li> </ul> <p>(高内・同上 63 頁)</p>
1983年	<p>少年法改正に関する第二委員会 (マルタゲ主宰), 大改革案を提示 (←1977 年) (高内・例外裁判機関 63 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・82 年および 83 年に大幅な改革案を作成。</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年者重罪法院を廃止し、3名の青少年係判事と4名の陪席判事からなる青少年裁判所の特別部に代える。これにより、陪審制は廃止されるが、代替策として控訴院特別部への上訴を認める。</li> <li>・青少年係判事による就職斡旋, 罰金刑の宣告</li> <li>・予審における裁判官の2人制</li> <li>・軽罪事件の審判の期限設定</li> </ul> <p>1.26 刑罰執行規則 (刑訴法典第三部) の改正 (デクレ 48 号) (→1.28) (→前々稿 73 頁, 前稿 97 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事後見廃止 (←1981.2.2, 1983.6.10), 死刑廃止 (←1981.10.9), 軍事犯罪への普通法手続の適用化, に伴う行刑法の基本的部分を含む改正。</li> <li>・自由刑の執行制度の人道化も考慮された。</li> <li>・ソーシャル・ワーカーの役割も以前より明確にされた。</li> </ul> <p>5.30 行刑局の権限を明確にするデクレ 434 号 (澤登等・フ犯罪 496 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・司法省の組織に関する 1964 年 7 月 25 日のデクレを変更するもの。</li> </ul> <p>6月 刑法総則草案の発表 [1983 年草案] (→前々稿 74 頁)</p> <p>6. 3 警官射殺事件 (5 月 31 日) に対する警察官のデモ (バダンテール司法大臣への攻撃) (前々稿 74 頁) (→9 月, 1985.8.7)</p> <p>6.10 「安全と自由」法の部分的改廃 (法 83-466) (前々稿 74~75 頁, 前稿 98 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単に若干の条項を廃止しているにすぎず、他の多くの条項は維持され、もしくは多少訂正されるにとどまっている。(澤登等・フ犯罪 489 頁)</li> </ul> <p>[内容] (澤登等・フ犯罪 489 頁)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①いわゆる「暴力」犯罪にのみ適用される諸準則を明示的に廃止 (同書 490 頁 a 以下)</li> <li>②短期拘禁刑に対する新しい代替刑 (公益奉仕労働, 日数罰金) の設置 (同書 491 頁 b 1 以下)</li> <li>③新しい形態の (拘禁) 刑の執行猶予 (=公益奉仕労働の履行義務を伴う執行猶予) の設置 (同書 493 頁 b 2 以下)</li> </ol> <p>[少年法関係] (澤登等・フ犯罪 497 頁)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①公益奉仕労働の履行義務を伴う執行猶予→16 歳以上 18 歳未満の少年にも適用される (=社会復帰を促進するもの)。</li> <li>②しかし日数罰金制・即時出頭の迅速な手続→少年には適用されない。</li> </ol> <p>7. 8 犯罪被害者の補償制度の拡充 (法 83-608 号) (→前稿 75 頁)</p> <p>9月頃 以後, バダンテール司法大臣への攻撃は下火になる。(恒光・動向 88 頁)</p> <p>12月 シモーヌ・ロゼス夫人, 史上初めて女性の破棄院院長に就任 (森下・院長 27 頁, 同・破棄院 36 頁, 塩崎 9 頁)</p>



## フランス刑事司法の歴史 (上野芳久)

1984. 9月	2人のトルコ人殺害事件 (前々稿 75 頁) (→11.14)
10. 4	一人暮らしの老人への強盗殺人事件 (以後連続発生) (→11.14) (→前々稿 75 頁)
11月	トルコ系労働者射殺事件
11.14	国民議会, 上記の諸事件に対し市民の安全問題を討議し, 被害者のために黙禱 (→前々稿 76 頁)
1985. 5月	各地の刑務所で騒動発生 (→前々稿 76 頁) (→12.30)
8. 6	刑罰執行規則の一部を改正するデクレの公布 (前々稿 76 頁)
12.10	予審制度へ合議制を導入する法律 (恒光・展開 53 頁) ・合議制導入により予審の人権侵害の危険を防止しようとするもの。 ・ただし, 予審判事の増員が必要なため, 施行は 1988.3.1 から。
12.30	犯罪者の再社会化を促進する法律 (→前々稿 77 頁) ・未決拘留期間を短縮し, できる限り開放施設で刑を執行する措置をとる。 ・刑務所騒動を, 刑務所人口を減らすことで防止する意図。
1986. 2.19	ミッテラン大統領, バダンテールを憲法院長に任命
3.16	国民議会総選挙で, 社会党過半数を割る
3.20	シャランドン →司法大臣に (保守連合のシラク内閣) (→前々稿 77 頁) 〔基本姿勢・特徴〕 (1)最少限の立法改革にとどめ, 刑事司法に静けさが戻るようにする。 (2)中道の政策を行う。 (3)実業家的発想→刑務所民営化構想 (→1987.11.19)
6.27	国民議会, テロリズム対策法案可決 (→後に元老院通過) (→前々稿 76 頁)
7. 1	国民議会, 行刑改正法案可決 (→後に元老院通過) (→前々稿 76 頁) ①善時制の制限→短縮は一回だけ。短縮期間を年3月から2月に減らす。 ②刑罰適用判事の処遇変更決定に対し, 検察官は抗告できることにする。
7. 2	国民議会, 犯罪対策法案可決 (→後に元老院通過) (→前々稿 76 頁) ①特定の軽罪のための結社罪を復活する。(←1983.6.10) ②軽罪手続の迅速化 (←1977.4 月(1)) ③一定の場合につき, 保安期間の最高の引上げ (←1978.11.22)
7. 3	国民議会, 身元確認手続改正法案可決 (→7.29 元老院通過) (→前々稿 78 頁)
8.26	憲法院, 身元確認手続改正法案の合憲性承認
9. 2	憲法院, 行刑改正法案, 犯罪対策法案の合憲性承認
3	テロリズム対策法案について一部のみ違憲判断 (前々稿 78 頁)
11.19	民営化を骨子とする「刑事施設の運営に関する法案」が閣議で了承される (→1987.4.7 民営化論の断念を表明) (赤池・民営化論 105 頁)

## 3. 文献目録

前稿と同様, 今回接することのできなかつた文献をも含め, できるかぎり多くの邦語文献を挙げておく (1988年11月末現在。但し既に掲載したものは除く)。以前の二号と併せればフランス刑事法に関する邦語文献目録として利用に耐えうらと思う。

将来も, より充実した目録を作成したいと考えているので, 誤り・遺留等お気付きの点があれば当方まで (〒164

## 相模工業大学紀要 第 23 卷 第 2 号

中野区東中野 2-17-9) お知らせいただければ幸いである。前号の後、青木人志 (一橋大学)、酒井安行 (国土館大学) 両氏より有益なご教示をいただいた。ここに記して謝意を表したい。

前稿と同様、分野別 (我国で行われている分類による) に年代順に並べ、単行本は論文より先に『 』で掲げてある。ゴチックは出典を示す略語として使用した文字である。

## I. フランス刑法 (前稿の補遺)

(刑法全般)

- ・司法省調査課『仏蘭西刑法典』司法資料 258 号 (1939 年 10 月)
- ・澤登俊雄「フランス刑事法の変遷と展望」ジュリスト 919 号 (1988 年 10 月)

(歴史)

- ・石井三記「18 世紀フランスの刑法学者と刑法改革思潮——ミュイヤール・ド・ヴーグランの肖像——」  
和歌山県立医科大学進学課程紀要 17 卷 (1988 年 3 月)

(刑法改正)

- ・司法省調査課『1932 年フランス刑法改正予備草案 (総則) 並にポーランド改正刑法及ポーランド違警罪法』  
司法資料 188 号 (1934 年)
- ・森下 忠「フランスの新刑法草案」判例時報 1278 号 (1988 年 8 月)
- ・恒光 徹「フランス 1986 年刑法典改正法案(一), (二), (四)・完」  
岡山大学法学会雑誌 37 卷 3 号, 4 号, 38 卷 2 号 (1988 年 2, 3, 9 月)

(未遂・不能犯)

- ・江口三角「フランス刑法における未遂犯」愛媛大学紀要 (社会科学) 5 卷 3 号 (第一分冊) (1966 年 12 月)
- ・下村康正「フランス刑法に於ける未遂犯について」法学新報 58 卷 12 号 (1951 年)
- ・米田泰邦「フランスにおける未遂理論」『犯罪と可罰的評価』(1983 年 12 月)
- ・青木人志「レイモン・サレイユの不能犯論」一橋研究 13 卷 1 号 (1988 年 4 月)
- ・青木人志「ガローの不能犯論と富井政章の不能犯論——小林好信教授への疑問を契機として・上」  
法律時報 60 卷 12 号 (1988 年 11 月)
- ・末道康之「フランス刑法における中止未遂について」慶応義塾大学大学院法学研究科論文集 27 号 (1988 年 3 月)

(責任)

- ・平野泰樹「精神医学による刑事責任の新しい思潮(一) 完——ジュネーブ医学-心理学-法律学研究グループによる討論  
会 (1960~1961 年) 報告を中心として——」國學院女子短期大学紀要 6 卷 (1988 年 3 月)

(刑法各論)

- ・上野芳久「フランスにおける過失致死傷罪(一)」國學院法政論叢第 9 輯 (1988 年 3 月)
- ・恒光 徹「夫婦間レイプの成否と比較法(4)——フランスの状況」法律時報 60 卷 6 号 (1988 年 5 月)
- (コンピュータ犯罪)
- ・フランス刑法研究会「フランスにおけるコンピュータ犯罪(1)」(序およびフランス語文献(新倉 修)/1. 情報処理, 情報ファイルおよび自由に関する 1978 年 1 月 6 日の法律 17 号(新倉 修)/2. 前科簿の自動処理化に関する 1980 年 1 月 4 日の法律 2 号(新倉 修)) 國學院法學 25 卷 3 号 (1988 年 1 月)
- ・「同上(2)」(3. 個人データの自動処理に関する個人保護のためのヨーロッパ理事会協定(上野芳久)/4. プライバシー保護および個人データの国際流通についてのガイドラインに関する OECD 理事会勧告(上野芳久)/5. 磁気ディスクの複製行為に盗罪の成立が認められた事例(南部 篤)) 同上 25 卷 4 号 (1988 年 3 月)
- ・「同上(3)」(6. 情報処理関連不正行為に関する 1988 年 1 月 5 日の法律第 88—19 号(南部 篤))  
同上 26 卷 1 号 (1988 年 8 月)
- ・「同上(4)」(1. 新しい情報伝達技術に直面する刑法(新倉 修)/2. ウィルフリッド・ジャンディディエ「磁気カ

## フランス刑事司法の歴史 (上野芳久)

- ードの変造と不正使用」(島岡まな) 同上 26 卷 2 号 (1988 年 10 月)
- ・南部 篤「フランスのコンピュータ犯罪と刑法」日本大学法学紀要 29 卷 (1988 年 2 月)
  - ・島岡まな「フランスにおけるキャッシュカードの不正使用——判例及び学説の動向を中心として——」  
慶応義塾大学大学院法学研究科論文集 28 号 (1988 年 9 月)
- (その他)
- ・大山礼子「海外法律情報 大統領選挙後の恩赦」ジュリスト 918 号 (1988 年 9 月)
- ## II. フランス刑事訴訟法 (前稿の補遺)
- ・司法省調査課『仏国刑事訴訟法』司法資料 206 号 (1936 年 2 月)  
(検察官・裁判官)
  - ・司法省調査課『仏国の検察制度』司法資料 122 号 (1927 年)
  - ・ゴアイエ『仏蘭西に於ける検事の職務』司法資料 153 号 (1930 年 6 月)
  - ・宮崎 洋「近世フランスの法服貴族の形成と諸様相について」史学 41 卷 2 号 (1968 年 9 月)
  - ・稲本洋之助「フランス革命初期における検察の構造」社会科学研究 24 卷 2 号 (1972 年 12 月)
  - ・鈴木教司「フランス中近世の司法官について——売官制に関連して——」  
愛媛法学会雑誌 11 卷 1 号 (1984 年 8 月)
  - ・鈴木教司「フランスにおける検察官の職務上の独立について——ラサ教授の所説を中心にして——」  
愛媛法学会雑誌 7 卷 2 号 (1981 年 2 月)
  - ・新倉 修「フランスの検察」法学セミナー増刊『現代の検察』(1981 年 8 月)
  - ・北村一郎「フランスにおける公的輔佐 (ministère public いわゆる検察) の概念」『野田良之先生古稀記念 東西法文化の比較と交流』(1983 年 6 月)
  - ・高内寿夫「フランス検察官の地位とその刑事手続上の機能——同一体の原則と独立の原則に関する考察——(一), (二完)」國學院法研論叢 13 号, 14 号 (1985, 6 年)
  - ・小山 昇「フランスの裁判官制度 (1~4)」ジュリスト 314, 316, 318, 320 号 (1965 年 1 月~4 月)
  - ・稲本洋之助「フランス革命初期の裁判官選任論」社会科学研究 23 卷 2 号 (1971 年 1 月)
  - ・稲本洋之助「フランス革命初期における治安判事の創設 (1), (2)」社会科学研究 25 卷 2, 3 号  
(1974 年 2 月, 同月)
  - ・法務大臣官房『フランスにおける司法官の養成』司法制度調査資料 26 卷 (1966 年 8 月)
  - ・法務大臣官房『フランス国立司法学院』司法制度調査資料 36 卷 (1983 年 10 月)  
(弁護士) (民事を含む)
  - ・司法省調査課『英仏の弁護士法制』司法資料 12 号 (1922 年)
  - ・司法省調査課『諸外国に於ける弁護士制度概観』司法資料 95 号 (1926 年)
  - ・小山 昇「フランスの弁護士制度」『各国弁護士制度の研究』(有信堂) (1965 年)
  - ・河原正和・中川 登・更田義彦「フランスの弁護士制度改革の背景と新制度」  
『諸外国の弁護士制度』(日本評論社) (1976 年)
  - ・法務大臣官房訳「若干の司法及び法律専門職の改革に関する 1971 年 12 月 31 日の法律第 1130 号」『諸外国における弁護士法』司法制度調査資料 35 卷 (1978 年 11 月)  
(予審)
  - ・垂水克己『各国予審制度の研究 (英・仏・伊)』司法研究 20 輯 15 号 (1936 年)  
(陪審)
  - ・鈴木寿一「フランスの陪審制度」法律のひろば 10 卷 6 号 (1957 年 6 月)
  - ・司法省調査課『仏国陪審に於ける発問の方式とその判例』司法資料 120 号 (1927 年)

## 相模工業大学紀要 第 23 卷 第 2 号

(カラス事件) (前号 105 頁参照)

- ヴォルテール (中川 信訳) 『カラス事件』 (富山房百科文庫, 1978 年)
- 高橋安光「カラス事件」一橋大学研究年報・法学研究 5 号 (1964 年 3 月)
- 小林善彦「カラス事件」「ヴォルテールとカラス事件」学習院大学研究年報第 10, 11 輯 (1964 年 3 月, 65 年 3 月)  
(『ルソーとその時代増補版』 (大修館書店・1973 年) 所収)
- ルネ・ポモー (永見文雄訳) 「カラス事件におけるヴォルテールとルソー——寛容の問題——」  
思想 656 号 (1979 年 12 月)

(ラ・バル事件)

- 高橋安光「ラ・バル事件——ヴォルテールと暗黒裁判——」  
思想 649 号 (1978 年 7 月) (『ヴォルテールの世界』 (未来社, 1979 年) 所収)
- 石井三記「ラ・バル事件の法的考察——18 世紀フランスの不敬神事件——」  
和歌山県立医科大学進学課程紀要 15 卷 (1986 年 3 月)

## III. フランス少年法 (前稿の補充)

- シャザル (山田悠紀訳) 『少年犯罪』 (文庫クセジュ・白水社) (1954 年)
- 青柳文雄「フランスにおける犯罪少年及び虞犯少年の処遇」法学研究 (慶応大学) 28 卷 11 号 (1955 年 11 月)
- 宮原三男「フランスにおける非行少年の処遇」法律論叢 33 卷 5 号 (1960 年 3 月)
- 武田慎二「なぜフランスの少年犯罪は少ないか」法律のひろば 14 卷 12 号 (1961 年 12 月)
- 黒川 慧「パリの青少年ギャングの非行」青少年問題 10 卷 3 号 (1963 年 3 月)
- 藤田初太郎「フランスにおける少年犯罪の概観」青少年問題 11 卷 12 号 (1964 年 12 月)
- 菅原良夫「フランスの少年保護制度について」調研紀要 3 号 (1963 年 3 月)
- 橋 偉仁「フランスにおける少年保護の展開」罪と罰 8 卷 1 号 (1970 年 10 月)
- 渡辺佳明「フランスにおける少年矯正の近況について」刑政 92 卷 9 号 (1981 年 9 月)  
(条文訳)
- 最高裁判所事務総局家庭局 (中村護監訳) 「フランスの少年法 (訳)——犯罪少年に関する 1945 年 2 月 2 日のオル  
ドナンス」家庭裁判月報 11 卷 2 号 (1959 年 2 月)
- 最高裁判所事務総局家庭局 (田尾 勇訳) 「フランス少年法」家庭裁判月報 19 卷 1 号 (1967 年 1 月)

## IV. フランス刑事政策・犯罪学 (前稿の補充)

(刑事施設)

- 赤池一将「近時のフランスにおける拘置所増設と予審改革」自由と正義 39 卷 1 号 (1988 年 1 月)
- 赤池一将「近時のフランスにおける過剰拘禁をめぐる政策展開の質と量——刑事施設における暴動と行刑政策の二  
極化——(1), (2), (3)・完」JCCD (1988 年 4, 7, 9 月)

(処遇)

- 司法省調査課『仏国監獄制度及同職員令』司法資料 40 号 (1924 年)
- 司法省調査課『各国現行行刑制度』司法資料 269 号 (1940 年)
- 海渡雄一「ヨーロッパの行刑を觀て」自由と正義 39 卷 1 号 (1988 年 1 月)
- 赤池一将「外国の監獄法制と被拘禁者の人権 フランス／問われる蔽罰主義」  
(法セミ増刊『監獄の現在』 (日本評論社) 所収) (1988 年 11 月)

(その他)

- 志垣嘉夫「犯罪の社会史——中世末～近世初頭を中心に」  
同編『近世ヨーロッパ 西洋史 (5)』有斐閣新書 (1980 年 2 月)

## フランス刑事司法の歴史（上野芳久）

- ・水谷規男「フランス刑事法における『被害者の権利』の動向」一橋研究 13 卷 1 号 (1988 年 4 月)
- ・新倉 修「フランスにおける再犯状況とその防止策」法律のひろば 41 卷 10 号 (1988 年 10 月)
- ・森下 忠「バルビー裁判」判例時報 1281 号 (1988 年 9 月)

## V. フランス司法制度

## (刑事司法)

- ・司法省調査課『仏国刑事研究所の組織及権限』司法資料 114 号 (1927 年)
- ・上村貞美「フランスの国家公安法院 (Cour de sûreté de l'État) について」  
香川大学教育学部研究報告第 I 部 56 号 (1982 年)
- ・高内寿夫「ジャンディディエ『現代フランスにおける刑事例外裁判所』」法律時報 58 卷 12 号 (1986 年)  
(民事司法) (原則として民事訴訟法に関するものは省略)
- ・司法省調査課『仏国裁判制度第一 (治安裁判所の組織及び権限)』、『同第二 (地方裁判所・控訴院・大審院の組織及び権限)』司法資料 97, 98 号 (1926 年)
- ・江藤价泰「フランス民事訴訟制度の動向」  
法律時報 32 卷 10 号 (1960 年 8 月) (『フランス民事訴訟法研究』(日本評論社, 1988 年) 所収)
- ・三井哲夫「フランスにおける民事訴訟の基本構造とその実態 I~III」  
判例タイムズ 125~127 号 (1962 年 2~4 月)
- ・三ヶ月章「フランスの司法制度について——その歴史的背景と現在の問題ならびに改革の動向。あわせて日本との対比——」臨時司法制度調査会資料 (1963 年) (同『民事訴訟研究』第 4 巻所収・1966 年)
- ・フランソワ・テレ (野田良之訳)「フランスにおける司法改革の展望」法学協会雑誌 81 卷 2 号 (1964 年 12 月)
- ・コルニュ (野田良之訳)「民事裁判と世紀の精神」司法研修所報 34 号 (1966 年)
- ・稲本洋之助「フランス革命初期の民事陪審論」社会科学研究 20 卷 3=4 合併号 (1969 年 3 月)
- ・小山 昇「1790 年仲裁法について」北大法学論集 31 卷 1 号 (1980 年 8 月)
- ・若林安雄「紹介 Claude PARODI “L'esprit général et les innovations du nouveau code de procédure civile”」  
民事訴訟雑誌 24 号 (1978 年 3 月)
- ・本田耕一「1970 年代におけるフランス民事訴訟法の改正——その経緯と内容の概観——」  
法学研究 (慶応) 53 卷 1 号 (1980 年 1 月)
- ・中川 文壽「民事上告手続法」外国の立法 19 卷 5 号 (1980 年 9 月)
- ・徳田和幸訳「フランス 1979 年 11 月 7 日デクレ第 941 号——民事破産手続に関する新規定——」  
法曹時報 33 卷 6 号 (1981 年 6 月)
- ・徳田和幸「フランス民事訴訟法改正と訴訟促進・審理の充実」ジュリスト 914 号 (1988 年 8 月)  
(全般)
- ・司法省調査課『仏蘭西の政治組織 (現代仏蘭西の政治・行政及司法制度の概観)』司法資料 78 号 (1925 年)
- ・司法省調査課『仏国裁判所の構成に関する法令』司法資料 129 号 (1928 年)
- ・司法省調査課『仏国司法制度 前編, 後編』司法資料 164, 165 号 (1931 年)
- ・エンサー『フランス, ドイツ及イギリスに於ける裁判所と判事』司法資料 227 号 (1936 年)
- ・大野実雄『仏国司法制度と法廷の秩序に就て』司法研究 28 輯 4 号 (1940 年)
- ・澤田喜道『欧州大戦当時に於ける仏蘭西の司法裁判制度の研究』司法研究 28 輯 11 号 (1940 年)
- ・石川良雄『フランスの司法制度』司法研究報告書 13 輯 2 号 (1962 年 8 月)
- ・J・フワイエ他 (山口俊夫編訳)『フランスの司法』(ぎょうせい) (1987 年 9 月)
- ・鈴木重武=田中館照橋「外国法入門 フランス法 (1)~(10 完)」時の法令 (1962 年 11 月~1963 年 3 月)
- ・中村義孝「フランスの司法制度史について——レポート・G『一七八九年から一四年迄の司法制度』を中心に

——」立命館法学 77 号 (1969 年 5 月)

- 稲本洋之助「フランス法」『外国法の常識』(日本評論社) (1970 年)
- 野田良之「フランス法入門第 1~10 回」法学セミナー 25~34 号 (1958 年 4 月~59 年 1 月)
- 野田良之「フランス法」『外国法の調べ方』(東大出版) (1974 年)
- ツヴァイゲルト=ケッツ「第 9 章フランスとイタリアにおける裁判所構成法と法律職」  
同 (大木雅夫訳)『比較法概論 原論上』(東大出版) (1974 年 3 月)
- 江藤价泰「フランスの司法制度改革」『戦後改革 4 司法制度』(東大出版) (1975 年 7 月)
- ジャン・フワイエ (北村一郎訳)「フランスの司法——司法『権力』の否定の歴史」(上記『フランスの司法』所収)  
(歴史)
- オリヴィエ=マルタン (埴浩訳)『フランス法制史概説』(創文社) (1986 年 1 月)
- 志垣嘉夫「フランス司法制度史関係資料 (1), (2)」史学雑誌 80 編 10, 11 号 (1971 年 10, 11 月)
- 志垣嘉夫「<MESUS>考——領主裁判権研究序説——」法制史研究 21 号 (1972 年 3 月)
- 志垣嘉夫「ブルゴーニュ地方北部の領主裁判権制度 (1), (2)」史学雑誌 83 編 7, 8 号 (1974 年 7, 8 月)
- 志垣嘉夫「十七・八世紀ブルゴーニュ地方北部の領主刑事裁判権——クリミナリテの研究——」  
社会経済史学 43 卷 2 号 (1977 年 8 月)
- 志垣嘉夫「アンジャン・レジームにおける国王と裁判権——刑事訴訟手続の制度史的考察」  
歴史学・地理学年報 2 号 (1978 年 3 月)
- 森 洋「聖王ルイの法令集」, 埴 浩「ボーヴェジ慣習法書」『西洋法制史料選 II 中世』(創文社) (1978 年 2 月)
- 大久保泰甫「フランス国王の王令——慣習法の公式編纂を命じた——」『西洋法制史料選 III 近世・近代』  
(創文社) (1979 年 12 月)
- 埴 浩「ボーマノワール『ボーヴェジ慣習法書』試訳 (1)~(11・完)」  
神戸法学雑誌 15 卷 3 号~20 卷 3=4 号 (1965 年 12 月~71 年 3 月)
- 木崎喜代治「18 世紀におけるパルルマンと王権——モープーの改革をめぐる——(I), (II), (III・完)」  
経済論叢 134 卷 5・6 号, 135 卷 5・6 号, 136 卷 2 号 (1984 年 11・12 月, 85 年 5・6 月, 8 月)
- 石井三記「18 世紀フランスの国王・法・法院」上山安敏編『近代ヨーロッパ法社会史』  
(ミネルヴァ書房) (1987 年 4 月)
- 野上博義「七月王政期のフランス法学と法学教育」上山編『同上』
- 志垣嘉夫「高等法院」, 千葉治男「フロンドの乱」, 宮崎 洋「法服貴族」平凡社大百科事典 (1984~1985 年)  
(破棄院)
- 刑部 莊「破毀裁判所の任務と性質」『杉山教授還暦祝賀論文集』(岩波書店) (1942 年 11 月)
- 雄川一郎「フランス破毀院」比較法研究 1 号 (1950 年)
- 北村一郎「契約の解釈に対するフランス破毀院のコントロール (1)」法学協会雑誌 93 卷 12 号 (1976 年 12 月)
- 北村一郎「フランス破棄院の新たな相貌」日仏法学 11 号 (1981 年 12 月)
- 森下 忠「海外刑法だより (5) フランス破棄院長のことなど」判例時報 1116 号 (1984 年 7 月)
- 森下 忠「海外刑法だより (24) フランスの破棄院」判例時報 1185 号 (1986 年 5 月)
- 塩崎 勤「フランス破棄院見聞記」判例タイムズ 549 号 (1985 年 5 月)

## VI. フランス警察 (次号掲載)

フランス刑事司法の歴史 (上野芳久)

## &lt;アンシャン・レジーム下の裁判所&gt;

## I. 国王裁判所 (juridictions royales) (野田399 頁、石川2 頁、志垣・百科565 頁)

## (1) 国王留保裁判

司法顧問会議 Conseil prive ou Conseil des parties	・諮問機関である国王顧問会議 (Conseil du Roi) の一分科会。 ・国王留保裁判権を行使する任にあっていた。
--	---

## (2) 普通裁判所

最高 法 院	高等法院 Parlement	(最高法院) ・国王の普通裁判所のうち最上位。但し国王およびその顧問会議には従属する。 (高等法院) . . . . .パリを含め13地域 (→13世紀末~14世紀初) ・司法権のほか、立法的、行政的、政治的権限をもつ。
	最高評定院 Conseils souveraines	・すべての民事・刑事・行政事件を管轄。下級裁判所のほか、領主裁判所、教会 裁判所等の判決に対する控訴も審理。国王顧問会議への破棄請求のみ可。 (最高評定院) . . . . .アルザス等4 地域 ・高等法院と実質的に同一の組織 (山口・概説3 4 頁)
上裁 座判 所	プレジディアル presidial	(プレジディアル) ・バイヤージュの判決に対しては高等法院に上訴できたが、それは錯綜し訴訟費用 も大→重要なバイヤージュの中から上座裁判所創設 (→1552年) (石川5 頁) ・訴訟物価格 250 (年金なら10) リーヴルまでの事件に対する終審裁判所。また同 限度の事件に対するバイヤージュ裁判所の控訴審 (野田424 頁)。
初 審 裁 判 所	バイヤージュ baillage	(バイヤージュ) ・12世紀末、王直轄領の代官 (prevots) の権限乱用を防ぐため廷臣から選ばれ地 方を巡視したのが地方監督官 (baillis)。→同官が地域に定着し、数個のプレヴ ォテを含む行政区画 (baillage) が形成された。
	セネショセ senechaussee	(セネショセ) ・ロワール河以南でバイイに該当するのがセネショ (senechaux)。これらが司法 権も (軍事権をも) 有するようになった。 (野田234 頁、史料選II 206 頁)
下裁 級判 所	プレヴォテ prevote	(プレヴォテ) ・王直轄領では、貴族に替え庶民を行政の任にあたらせるようになった。それが代 官 (prevots) であり、管轄区域 (prevote) 内の徴税を行った (野田・234 頁) ・最下級裁判所。権限は狭く18世紀に至り、用をなさないものが多いので一定数 (特にバイヤージュやセネショセのある都市で) 廃止された (野田422 頁)。

## (3) 特別裁判所 . . . 商事裁判所 (tribunaux consulaires)、海事審判所 (amirantes) 等多数あった。

## II. 領主裁判所 (石川5 頁、領主裁判権と国王裁判権との関係につき、志垣・序説1 頁以下参照)

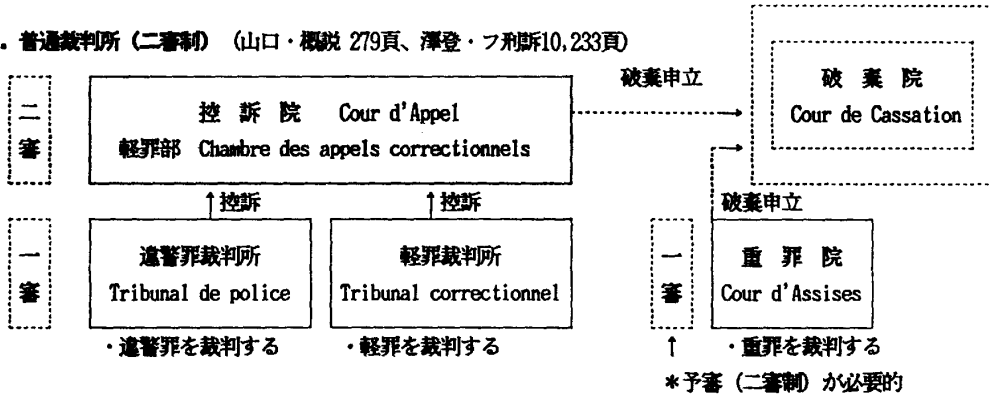
- ・国王裁判所が発展する以前、中世封建時代、各封建領主はその領地内の司法権を行使→この領主裁判所は王権の発達に伴い衰退。しかしアンシャン・レジーム末期においてもなお多く残存していた。
- ・但し既に重要性は減少し、最高の裁判所ではなくなっていた (つまりバイヤージュ裁判所に上訴可)。
- ・一審制。但し①領主が裁判を拒絶した場合、②領主の裁判が明らかに不公正な場合のみ上訴可。

## III. 教会裁判所 (野田433 頁、石川6 頁) (←14世紀)

- ・中世封建時代、教会裁判所は、教会という特殊社会内の裁判権から、しだいにその管轄を世俗裁判所の領域へ拡大した。しかし、国王裁判所の発達に伴って管轄権を失い、教会固有の事件 (例、婚姻事件) に限られ、しかもこれさえ有名無実なものとなっていった。
- ・この判決については高等法院に対し「権限踰越に対する控訴」 (appel comme d'abus) をすること可。

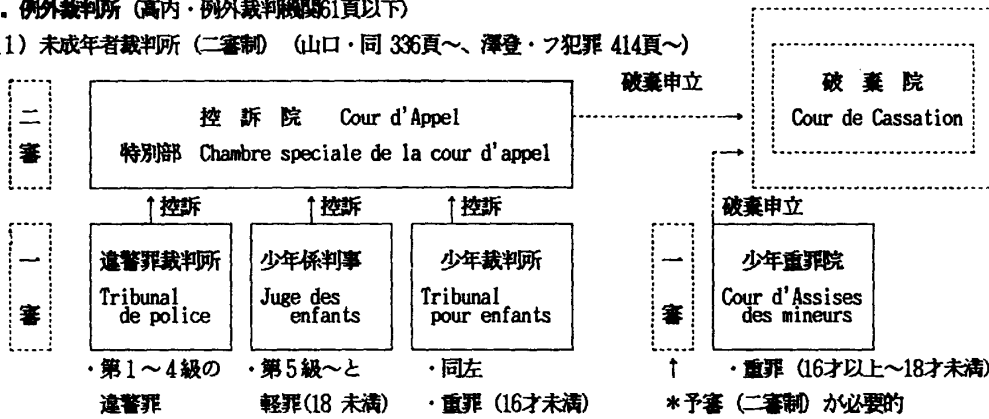
<現代の刑事裁判所>

I. 普通裁判所 (二審制) (山口・概説 279頁、澤登・フ刑訴10, 233頁)



II. 例外裁判所 (高内・例外裁判機関61頁以下)

(1) 未成年者裁判所 (二審制) (山口・同 336頁～、澤登・フ犯罪 414頁～)



(2) 軍事裁判所 (1982年改正) (改正前の組織→山口・同 343頁、澤登・フ刑訴 271頁。改正後→高内・同63頁、

PRADEL, Procedure penal, 3e ed. 1985, p75)

- (平時) **平時軍事裁判所 Tribunaux aux armees**
  - ・平時に外国駐留する場合に設置 (軍事裁判法 1条、3条以下)
  - ・その他の場合→普通裁判所の管轄 (82年改正) (高内, PRADEL)
- (戦時) **領土内軍事裁判所 Tribunaux territoriaux des forces armees**
  - ・戦時に領土内に設置 (同法 1条、24条以下)
- 戦時軍事裁判所 Tribunaux militaires aux armees**
  - ・戦時に外国駐留する場合に設置 (同法 1条、49条以下)
- (その他) **憲兵隊裁判所 Tribunaux prevotaux**
  - ・憲兵隊 (prevotes) →領土内 (戦時のみ) or 外国駐留として組織
  - ・外国駐留の場合に自らを裁くために設置 (同法 1条、479条以下)

(3) 海事裁判所 (山口・同 344頁、澤登・同 274頁)

- 海事裁判所 Tribunaux maritimes commerciaux**
  - ・主に船舶・海上航行に関する軽罪・違警罪を管轄 (例. 職務放棄、船舶内規律違反、航行規則違反、接触・衝突)

(4) 高等法院 (Haute Cour de Justice) (略) (山口・同 199頁、澤登・同 274頁、高内・同62頁)

(5) 国家安全法院 (1981年廃止) (上村1頁、山口・同 340頁、澤登・同 272頁)